

令和 7 年度

静岡県中小企業向制度融資等の手引き



静岡県経済産業部商工業局 商工金融課

令和 7 年 7 月

目 次

I 概要

1 県制度融資の概要	…	1
2 手続きの流れ	…	3
3 融資対象者	…	4
4 資金使途	…	5
5 融資条件	…	6
6 提出書類（共通）	…	8
7 提出先	…	11
8 令和6年度からの改正点	…	12
9 その他	…	13

II 制度の内容

10 事業資金

経営改善資金	…	14
小口零細企業貸付	…	15
経営改善資金借換枠	…	16
短期経営改善資金	…	19

11 経営安定資金

経済変動対策貸付（通常枠）	…	20
経済変動対策貸付（米国関税対応枠）	…	21
連鎖倒産防止貸付	…	22
再生企業支援貸付（通常枠）	…	23
再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）	…	24

中小企業災害対策資金	…	25
経営力強化資金	…	26
12 特別政策資金		
開業パワーアップ支援資金	…	27
新事業展開支援資金（経営革新等貸付）	…	28
新事業展開支援資金（少子化対策・障害者雇用支援貸付）	…	32
防災・減災強化資金（防災・減災強化貸付）	…	33
防災・減災強化資金（特定建築物耐震化特別貸付）	…	34
地震リスク分散資金	…	36
（参考）GISについて	…	38
脱炭素支援資金	…	40
成長産業分野支援資金（成長産業分野）	…	43
成長産業分野支援資金（プロジェクト分野）	…	45
ふじのくにフロンティア推進資金	…	47
事業承継資金	…	48
県の信用保証料補助制度	…	50
セーフティーネット（SN）とは	…	52
13 Q & A	…	53
14 様式記入例	…	63
15 商工金融課連絡先	…	70

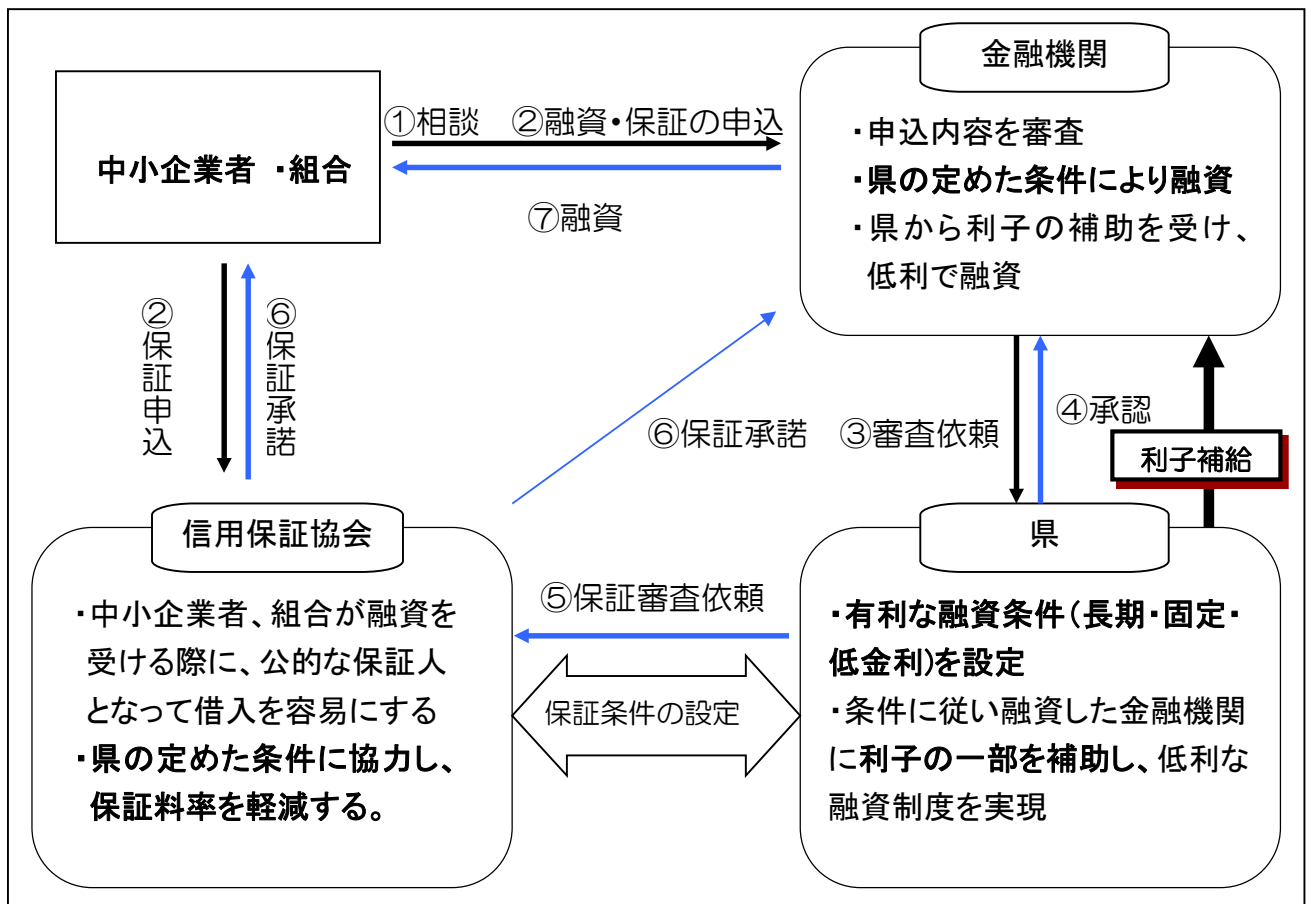
1 県制度融資の概要

(1) 概要

金融機関が中小企業者・組合に融資を行う時、県の定める資金使途・融資利率等の条件に合致した場合、金融機関に対して県が利子補給を行います。

また、信用保証協会の保証を付す場合、県制度融資の対象となった融資に対しては保証料率を割引き、中小企業者・組合の保証料負担を軽減します。

<特別政策資金を保証有りで利用する場合>



○ポイント

- ①金融機関が中小企業者等に融資する際に、利子の一部を県が負担する制度 (金融機関に対して県が利子補給)
- ②県が定める資金使途に応じて、資金を選んで利用する (事業資金、経営安定資金、特別政策資金)
- ③信用保証協会の保証を付して、県制度融資を利用した場合、保証料率を割引き、中小企業者等の保証料負担を軽減
- ④保証協会の保証必須ではない資金あり (特別政策資金の大部分)

(2) 県制度融資一覧 (R7年度)

① 事業資金

	資金名	資金使途
1	経営改善資金	一般的な事業資金
2	経営改善資金(小口零細企業貸付)	一般的な事業資金(小規模)
3	経営改善資金借換枠	既借入金を借換え、新規資金投入
4	短期経営改善資金	短期の事業資金

② 経営安定資金

	資金名	資金使途
1	経済変動対策貸付(通常枠)	売上減少等からの業況回復
	経済変動対策貸付(米国関税対応枠)	売上減少等からの業況回復(関税措置の影響)
2	連鎖倒産防止貸付	取引先の倒産に対応
3	再生企業支援貸付(通常枠)	事業再生計画の実施
	再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)	
4	中小企業災害対策資金	災害被害からの復興
5	経営力強化資金	専門家の支援を受けて経営改善

③ 特別政策資金

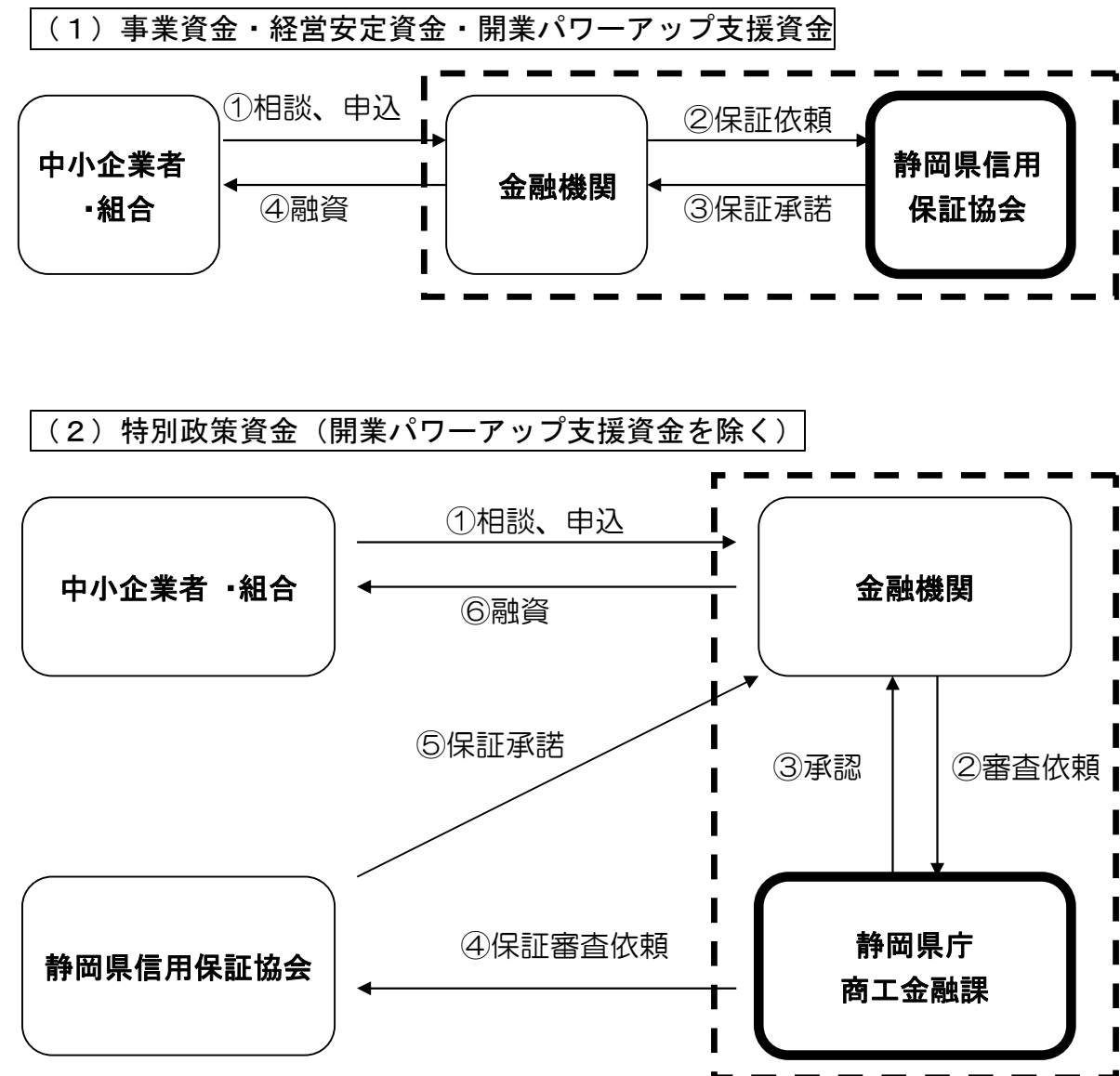
	資金名	資金使途
1	開業パワーアップ支援資金	創業または創業して5年未満
2	新事業展開支援資金(経営革新等貸付)	認定承認を受けた計画の実施
	新事業展開支援資金(少子化対策・障害者雇用支援貸付)	少子化対策や障害者の雇用を実施
3	防災・減災強化資金(防災・減災強化貸付)	地震・津波対策、BCPの策定
	防災・減災強化資金(特定建築物耐震化特別貸付)	旅館・ホテル等の防災対策を実施
4	地震リスク分散資金	地震被害想定地域からの移転
5	脱炭素支援資金	・新エネ・省エネ設備の導入 ・次世代自動車(EV、FCV)等の導入 ・環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資 ・温室効果ガス排出削減計画の実施に必要な資金
6	成長産業分野支援資金(成長産業分野)	成長産業分野の事業を実施
	成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)	医療健康関連、未来型食品またはウェルネスサービス、光・電子技術関連産業の事業を実施
7	ふじのくにフロンティア推進資金	ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域、循環拠点区域内で事業を実施
8	事業承継資金	計画に基づく事業承継を実施

2 手続きの流れ

- ・制度融資は1年通じて、随時受け付けを行っております。
- ・お申込みいただく資金によって(1)と(2)に分かれます。資金を確認の上お申込みください。

(1) 事業資金・経営安定資金・開業パワーアップ支援資金は信用保証協会

(2) 特別政策資金（開業パワーアップ支援資金を除く）は商工金融課



- ・県庁内の審査は**書類が全て整った状態で約2週間**かかります。
余裕をもった申請をお願いします。
- ・利子補給金は、半年に1回、5月と11月にお振込みいたします。
振込みは本店に一括してお支払いいたします。支店ごとの支払いではありません。

3 融資対象者

- ・県内に事業所を有するもので、次の要件を備えている方が利用できます。
- ・会社の場合、資本金又は従業員数**いずれか一方が該当すれば対象**です。

(根拠：中小企業信用保険法第2条第1項)

利用できる業種		資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業		3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)		3億円以下	900人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)		5,000万円以下	50人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業		3億円以下	300人以下
旅館業		5,000万円以下	200人以下
協同組合(中小企業等協同組合等)		信用保証の実務解説(解説編) 16ページ参照	
医業を主たる事業とする法人		-	300人以下
NPO法人	小売業	-	50人以下
	卸売業・サービス業	-	100人以下
	製造業等	-	300人以下
一般社団法人、一般財団法人 (例外：商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連等の信用保険特例により中小企業とみなされた場合は利用可)		-	-

対象外業種

- ア 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業
- イ 金融業(信用保証の対象となる業種を除く)
- ウ 保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)
- エ 遊興性の高い業種(信用保証の対象となる業種を除く)
- オ 中小企業としてなじまない業種(宗教など)

4 資金使途

- ・各資金の趣旨に沿った、中小企業者が行う事業の振興に必要な資金（事業資金）です。内容は各資金「資金使途」で確認してください。
- ・県外に本社があっても、県内の工場等で行う事業資金は対象となります。

対象外資金使途

ア 土地の取得

（成長産業分野支援資金、地震リスク分散資金、ふじのくにフロンティア推進資金及び事業承継資金における事業資産買取資金は除きます）

イ 「3」、「5」、「7」ナンバーの自動車

（旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車、道路運送法施行規則第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車、事業の用に供するもので脱炭素支援資金及び成長産業分野支援資金（グリーン成長分野に限る）におけるEV（電気自動車）等は除きます）

ウ 生活資金、住宅資金、投機資金

エ 金融機関申込窓口への申込以前に契約又は既に設置している設備資金

（脱炭素支援資金及び成長産業分野支援資金（グリーン成長分野に限る）における環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物に係る設備投資は除きます）

オ 本県外における工場店舗等に係る資金※

カ 法人設立のための出資金※

※オ、カともに、経営革新計画に基づく海外事業に要する資金は除きます

キ 転貸資金

（短期経営改善資金の組合員への貸付け、経営革新計画に基づいて行う貸付け及び事業承継資金の新たに買取りを行った中小企業者等へ行う貸付けは除きます）

ク 既借入資金の借換資金

（経営改善資金、小口零細企業貸付、経営改善資金借換枠、経済変動対策貸付、再生企業支援貸付、経営力強化資金、開業パワーアップ支援資金、事業承継資金を事業承継特別保証、経営承継借換関連保証を付して利用する場合は除きます）

ケ 補助金等の受領予定額

国、地方自治体等公的機関の補助金・利子補給等を活用する場合、該当補助金等の受領予定額を減額して申請してください。

5 融資条件

(1) 信用保証の有無

- ・ 特別政策資金（開業パワーアップ支援資金を除く）及び経営改善資金借換枠（保証無）は信用保証協会の保証を付さなくても利用できます。

資金名	保証
事業資金（経営改善資金借換枠（保証無）を除く）	必須
経営安定資金	
開業パワーアップ支援資金	
経営改善資金借換枠（保証無）	任意
特別政策資金 （開業パワーアップ支援資金を除く）	

(2) 融資限度額

- ・ 要綱で定める各資金、各貸付の額となります。詳細は各資金「融資条件」で確認してください。
- ・ 申込時点で当該資金に既借入金残高がある場合は、融資限度額から既借入金残高を差し引いた金額となります。

各資金（貸付） の融資限度額	－	該当資金の 既借入金残高	=	融資限度額
-------------------	---	-----------------	---	-------

(3) 融資期間と据置期間

- ・ 各資金、各貸付の定めによります。
- ・ 一括償還となるような期間設定はできません。（①短期経営改善資金、②再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）の融資期間1年以内を除く。）

利用不可の例：融資期間を1年間とし、11ヶ月の据置期間後に翌月一括返済をする。

- ・ 据置期間は、融資期間内で設定可能となります。

据置利用例：10年間の融資において、据置期間を1年間設定する場合

据置期間 (1年)	返済期間 (9年)
--------------	--------------

(4) 返済方法

- ・ 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還のいずれかとなります。
- ・ 短期経営改善資金等は一括償還可能です。（前記（3）参照）

(5) 金利（基準金利・利子補給率・融資利率）

○ポイント 基準金利（A）－利子補給率（B）＝ 融資利率

- ・各資金、各貸付の定めによります。詳細は各資金「融資条件」で確認してください。
- ・県が定める金利は年利となります。
- ・金利設定方式は、**事業資金・経営安定資金は基準金利**（利率を県が定めているもの）、**特別政策資金（成長産業分野支援資金を除く）は所定金利**（上限の範囲内で申込者と金融機関の任意で利率を決められるもの）です。
- ・**成長産業分野支援資金は、固定・変動の選択が可能で金利の上限・下限はありません。**

区分	金利設定方式	固定・変動区分
事業資金	基準金利	固定のみ
経営安定資金	基準金利	固定のみ
特別政策資金	所定金利	固定のみ
成長産業分野支援資金	所定金利	固定・変動選択

利子補給率の算定方法（所定金利の場合）

所定金利方式を適用する資金の利子補給率は、①「金融機関所定金利の 1/2」または②「当該資金の利子補給率の上限」のいずれか低い方となります。

例：利子補給率 0.47%以内の場合

金融機関 (所定金利)	県 (利子補給)	融資利率 (企業負担)
2.07	0.47	1.60
2.06	0.47	1.59
2.05	0.47	1.58
2.04	0.47	1.57
2.03	0.47	1.56
2.02	0.47	1.55
2.01	0.47	1.54
2.00	0.47	1.53
1.99	0.47	1.52

金融機関 (所定金利)	県 (利子補給)	融資利率 (企業負担)
0.99	0.47	0.52
0.98	0.47	0.51
0.97	0.47	0.50
0.96	0.47	0.49
0.95	0.47	0.48
0.94	0.47	0.47
0.92	0.46	0.46
0.90	0.45	0.45
0.88	0.44	0.44

例：利子補給率 0.67%以内の場合

金融機関 (所定金利)	県 (利子補給)	融資利率 (企業負担)
2.07	0.67	1.40
2.06	0.67	1.39
2.05	0.67	1.38
2.04	0.67	1.37
2.03	0.67	1.36
2.02	0.67	1.35
2.01	0.67	1.34
2.00	0.67	1.33
1.99	0.67	1.32

金融機関 (所定金利)	県 (利子補給)	融資利率 (企業負担)
1.37	0.67	0.70
1.36	0.67	0.69
1.35	0.67	0.68
1.34	0.67	0.67
1.32	0.66	0.66
1.30	0.65	0.65
1.28	0.64	0.64
1.26	0.63	0.63
1.24	0.62	0.62

6 提出書類（共通）

保証有の申込みは決算書及び協会の定める書類、保証無の申込みは以下の（１）～（４）をご提出ください。その他の必要な書類は、各資金の「提出書類」をご確認ください。

（１）商業登記簿謄本の写し

- ・有効期間は、発行後 6 か月以内です。
- ・商業登記簿謄本の写しは、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とします。（法務局へオンライン申請し取得した証明書でも可）

（２）県税の納税証明書

- ・有効期間は、発行後 6 か月以内です。
- ・最寄りの静岡県の財務事務所で取得できます(国、市町の証明書は不可)。

事務所名	住所	
下田財務事務所	下田市中 531-1	下田総合庁舎
熱海財務事務所	熱海市水口町 13-15	熱海総合庁舎
沼津財務事務所	沼津市高島本町 1-3	東部総合庁舎
富士財務事務所	富士市本市場 441-1	富士総合庁舎
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町 2-20	静岡総合庁舎
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋 362-1	藤枝総合庁舎
磐田財務事務所	磐田市見付 3599-4	中遠総合庁舎
浜松財務事務所	浜松市中央区中央 1-12-1	浜松総合庁舎

（３）決算書

- ・直近 2 年分の決算書を提出してください。
- ・法人の場合、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、株主資本変動計算書及び個別注記表です。
- ・個人の場合、確定申告書の写し、収支内訳書、不動産所得の収入の内訳書、減価償却費の計算書です。
- ・**勘定科目明細票の添付は不要です。**

（４）その他の書類

- ・要綱に定める書類で県承認の可否を判断できない場合は、その他の提出書類を求める場合があります。
- （例：事業承継資金を株式買取資金で利用する場合の株式価格算定根拠）

納税証明書請求書

- ・納税証明書取得時に記入する様式になります。
- ・法人の場合は、①「資金借入」②「法人県民税」「法人事業税」③「県税等の未納が無いことの証明」にチェックを入れ、事業年度には直近の決算期を記入してください。
- ・個人の場合は、①「資金借入」②「個人事業税」③「県税等の未納が無いことの証明」にチェックを入れてください。

様式第98号（用紙 日本産業規格A4縦型）

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

年 月 日 財務事務所長 様 下記のとおり納税証明書の交付を請求します。			
請 求 者 （納税者又は 特別徴収義務者）	住 所 又 は 所 在 地		
	フリガナ		
	氏名又は法人 の 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		
	電 話 番 号		
代 理 人	氏 名		請求枚数
	電 話 番 号		枚
証 明 書 使 用 目 的	☐ 建設業許可等に関する書類 ① ☐ 所有権解除 ☐ 官公署への提出 ☐ 入札参加（資格申請・指名願） ☐ 資金借入 ☐ 酒類製造・販売免許申請 ☐ 公益法人（認定申請・事業報告） ☐ 帰化申請 ☐ その他（ ）		
	②法人 ☐ 法人県民税 年 月 日から 年 月 日まで ②個人 ☐ 法人事業税 年 月 日から 年 月 日まで ☐ 特別法人事業税 ☐ 地方法人特別税 ☐ 個人事業税 年度		
証明を受けようとする事項 未納税額・納付済額に関する証明	☐ 自動車税種別割 静岡県 浜松 沼津 伊豆 富士山 登録番号		
	☐ その他の税目（ 税）		
	③ ☐ 県税等の未納がないことの証明 ※税目を指定する場合は、以下の税目にチェックを入れてください。 ☐ 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 ☐ 個人事業税 ☐ その他の税目（ 税）		
	☐ 県税等の滞納処分を受けたことがないことの証明 ☐ 課税したことがないことの証明 ☐ 県税等の未納がないこと及び滞納処分を受けたことがないことの証明（酒販免許申請）		
証明書受領者			

- (注) 1 太線の枠内に必要事項を記入してください。
- 2 請求者本人（法人にあつては、代表者本人）であることを確認できる書類（運転免許証等）を提示してください。
- 3 代理人が請求する場合は、委任状を添付するとともに、代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証等）を提示してください。
- 4 納付の確認には日数を要します。納付した日からおおむね15日以内に請求される場合は、領収証書をお持ちください。
- 5 委任の事実等記載内容を確認するために連絡することがありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- ※ 納税証明書は、請求者本人及び代理人のみ請求できます。この文書を偽造し行使した者は、刑法第159条又は第161条又はその双方の規定によって処罰されることがあります。

例 1

納 税 証 明 書							
証明書の使用目的 資金借入 納税者又は特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 様							
下記のとおりに相違ないことを証明します。 静岡県財務事務所長							
税 目	年 度	期 (月) ・ 事業年度分	納付 (納入) すべき額として確定した税額その他の徴収金額 (円)	納付 (納入) した税額その他の徴収金額 (円)	未納の税額その他の徴収金額 (円)	法 定 納 期 限 等	備 考
法人県民税		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
法人事業税・特別法人事業税		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
以下余白							
そ の 他 県税 (地方消費税及び個人県民税を除く)、特別法人事業税及び地方法人特別税について、未納はありません。							

(注) () 書の金額は、その他の徴収金額 (各種加算金額、延滞金額及び滞納処分費) である。

例 2

納 税 証 明 書	
証明書の使用目的 資金借入 納税者又は特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 様	
下記のとおりに相違ないことを証明します。 静岡県財務事務所長	
証 明 事 項	県税 (地方消費税及び個人県民税を除く)、特別法人事業税及び地方法人特別税について、未納はありません。 以下余白

7 提出先

保証の有無に関わらず、下記のとおり提出してください。

	資金名	提出先
1	経営改善資金	静岡県信用保証協会
2	経営改善資金(小口零細企業貸付)	
3	経営改善資金借換枠(協会保証有)	
4	短期経営改善資金	
5	経済変動対策貸付(通常枠)	
6	経済変動対策貸付(米国関税対応枠)	
7	連鎖倒産防止貸付	
8	再生企業支援貸付(通常枠)	
9	再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)	
10	中小企業災害対策資金	
11	経営力強化資金	
12	開業パワーアップ支援資金	
13	経営改善資金借換枠(協会保証無)	静岡県庁 商工金融課
14	新事業展開支援資金(経営革新等貸付)	
15	新事業展開支援資金(少子化対策・障害者雇用支援貸付)	
16	防災・減災強化資金(防災・減災強化貸付)	
17	防災・減災強化資金(特定建築物耐震化特別貸付)	
18	地震リスク分散資金	
19	脱炭素支援資金	
20	成長産業分野支援資金(成長産業分野・プロジェクト分野)	
21	ふじのくにフロンティア推進資金	
22	事業承継資金	

提出先一覧(1～12)

東部	静岡県信用保証協会 沼津支店	〒410-8691 沼津市米山町 6-5 沼津商工会議所会館 3 階
中部	静岡県信用保証協会 本店	〒420-8601 静岡市葵区追手町 5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 6 階
西部	静岡県信用保証協会 浜松支店	〒430-8666 浜松市中央区田町 330-5 遠鉄田町ビル 6 階

提出先(13～22)

静岡県庁 経済産業部 商工業局 商工金融課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 東館 7 階
--------------------------	---

8 令和6年度からの改正点

＜受付を終了した資金＞

経営安定資金	新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付	令和6年6月末協会受付分をもって終了
	経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠）	令和7年3月末協会受付分をもって終了
	再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）	

＜取扱いを開始した資金＞

経営安定資金	経営力強化資金	令和7年4月から受付開始
	再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）	令和7年4月から受付開始
	経済変動対策貸付（米国関税対応枠）	令和7年6月11日から受付開始

＜内容変更がある資金＞

特別政策資金	成長産業分野支援資金	プロジェクト分野のプロジェクトの変更 フーズ・ヘルスケア・オープンイノベーション（食品・ヘルスケア関連産業） →静岡ウェルネス（未来型食品・ウェルネスサービス製品関連産業）
--------	------------	--

＜その他変更点＞

様式	様式第1号、第2号（申込書）、様式第1号別紙その2（変更申請書）	押印レスに変更 →印鑑証明書の提出も不要
----	----------------------------------	-------------------------

9 その他

(1) 許認可を要する業種

- ・当該事業を営むために許可、認可、登録や届出等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていること(許認可申請中の場合、受けることが確実であること)が必要です。
- ・確認のため、許認可書の写しまたは申請書の写し等の提出をお願いする場合があります。

(2) 融資承認後の変更

県制度融資の承認後に事情の変化が生じ、融資期間、据置期間、金利等を変更する場合、**保証付融資の場合は協会、保証を付さない融資の場合は県**にその旨を速やかに報告してください。

【保証を付さない融資の場合】

○融資期間、据置期間、金利を変更する場合

融資実行時の提出書類(①融資実行通知書、②償還計画の写し)に加え、追加で変更報告書(様式第1号別紙その3)が必要になります。

要綱の規定の範囲内で変更を行い、融資実行通知書(様式第21号)に変更後の条件を記入し、提出してください。

提出書類

- ① 融資実行通知書
- ② 償還計画の写し

③ 変更報告書(様式第1号別紙その3)

○融資申込金額を変更する場合

増減により手続きが異なります。

申請額より増額する場合	申請額より減額する場合
<u>再申請の手続きが必要</u> <u>提出書類</u> ① 変更申請書(様式第1号別紙その2) ② 前回の承認書 ③ 理由書 (責任者と作成者のフルネームを記載) ④ 見積書(設備を購入する場合) <u>申請時より6か月経過している場合</u> ⑤ 法人登記簿謄本の写し ⑥ 納税証明書	<u>再申請の手続きは不要</u> <u>融資実行後に下記の書類を提出してください。</u> ①融資実行通知書 ②償還計画の写し ③変更報告書 (様式第1号別紙その3)

(3) 承認の有効期間

特別政策資金利用で、運転資金の場合は、承認日から1年以内とします。
(保証付融資の場合は、保証協会の保証承諾の規定によります)

10 事業資金

経営改善資金

(1) 概要

一般的な事業活動に必要な資金調達に利用できます。

(2) 制度概要

資金名	経営改善資金
融資要件	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で常時使用する従業員数が100人以下（卸売業、小売業又はサービス業は50人以下）のもの
資金使途	設備、運転、借換
融資限度額	5,000万円
融資期間（据置）	10年以内（1年以内）
保証制度	普通保証
保証料率	0.30%～1.30%
基準金利（A）	2.08%
利子補給率（B）	0.18%
融資利率（A-B）	1.90%

(3) 提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第1号）
【既借入金に新規資金を追加し、一本化する場合】 ・ 借換計画書（様式第1号別紙2）

小口零細企業貸付

(1) 概要

小規模・零細企業が一般的な事業活動に必要な資金調達に利用できます。

(2) 制度概要

資金名	小口零細企業貸付
融資要件	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で常時使用する従業員数が20人以下（卸売業、小売業又はサービス業は5人以下）のもの
資金使途	設備、運転、借換
融資限度額	全ての協会保証付き既借入金残高と合計で2,000万円
融資期間（据置）	10年以内（1年以内）
保証制度	小口零細企業保証
保証料率	0.40%～1.50%
基準金利（A）	1.98%
利子補給率（B）	0.18%
融資利率（A-B）	1.80%

(3) 提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第1号）
【既借入金に新規資金を追加し、一本化する場合】 ・ 借換計画書（様式第1号別紙2）

経営改善資金借換枠

(1) 概要

県制度融資の借入れがある中小企業者が、複数の融資を一本化、又は新規資金を投入する場合に利用できます。

(2) 制度概要

資金名	経営改善資金借換枠	
融資要件	<u>県制度融資の既融資残高がある中小企業者で、借換えにより元金月賦償還額の軽減が図れるもの</u>	
資金使途	設備、運転、借換	
融資限度額	(一 本 化) 県制度融資既借入金残高 (新規資金の投入) 県制度融資既借入金残高と合計で5,000万円	
融資期間 (据置)	10年以内 (1年以内)	
保証制度	SN保証1～4号、危機関連保証	普通保証、SN保証5・7・8号
保証料率	0.60%、0.80%	0.30%～1.30%
基準金利 (A)	1.98%	2.08%
利子補給率 (B)	0.18%	
融資利率 (A-B)	1.80%	1.90%

(3) 提出書類

【必須書類】 ・ 申込書 (様式第1号) ・ 借換計画書 (様式第1号別紙1) ・ 県制度融資既借入金を証する書類 (協会保証付き融資を借換える場合不要)
【経営安定関連保証を利用する場合】 ・ 認定書
【既借入金に新規資金を追加し、一本化する場合】 ・ 借換計画書 (様式第1号別紙2)

(4) 制度詳細

①複数の融資の一本化

- 異なる2つ以上の資金や貸付を一本化または他の資金や貸付から同額借換するときに利用できます。
- 平成30年度から何度でも一本化ができるようになりました。



【経営改善資金借換枠へ借換え可能な資金】

区分	資金名	
事業資金	経営改善資金	小口零細企業貸付
	経営改善資金借換枠	
経営安定資金	経済変動対策貸付	連鎖倒産防止貸付
	再生企業支援貸付	中小企業災害対策資金
	国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付	
	新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付	
特別政策資金	開業パワーアップ支援資金	新分野貸付
	少子化対策・障害者雇用支援貸付	防災・減災強化貸付
	特定建築物耐震化特別貸付	地震リスク分散資金
	脱炭素支援資金	成長産業分野支援資金
	ふじのくにフロンティア推進資金	事業承継資金

※借換えを検討する場合は 事前に保証協会に確認をお願いします。

【保証との兼ね合い】

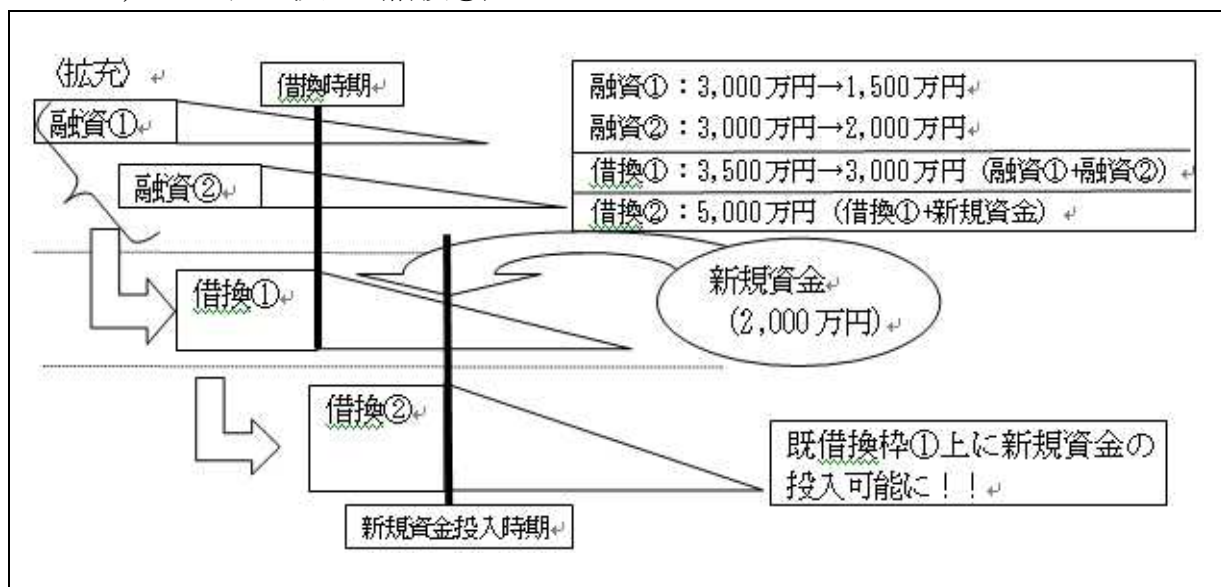
- 一本化する融資が保証協会の保証を付している場合、**80%保証の融資(責任共有対象)を100%保証の融資(責任共有対象外)に変更するような借換えはできません。**
- 100%保証の融資を80%保証の融資に変更する借換えはできます。
- 異なる複数の保証付融資を一本化する場合、80%保証の融資に注意してください。

100%保証(責任共有対象外)		80%保証(責任共有対象)
普通保証(H19.9以前)	○	普通保証(H19.10以後)
S N 5号(H30.3以前)	×	S N 5号(H30.4以後)

②新規資金の投入

- ・同一資金で追加融資を申込み場合に利用ができます。
- ・平成 30 年度から何度でも新規資金の投入ができるようになりました。

事例：県制度融資（融資①と融資②）を一本化（借換①）した数年後、新規資金 2,000 万円を投入（借換②）



【借換え時に新規資金の投入ができる資金】※借換え枠以外を含む

区分	資金名
事業資金	経営改善資金、小口零細企業貸付、経営改善資金借換枠
経営安定資金	経済変動対策貸付、再生企業支援貸付、経営力強化資金
特別政策資金	開業パワーアップ支援資金
	事業承継資金（事業承継特別保証等を利用する場合）

（５）その他注意事項

平成 25 年度までの短期経営改善資金、経営安定資金のうち経済変動対策貸付の信用補完借換枠は本制度を利用できません。

（参考）責任共有制度とは

- ・保証承諾した融資が代位弁済に至ってしまった場合、元金等を保証協会が全額補填するのではなく、金融機関が元金等一部の損失を補填する制度です。
- ・責任共有対象の場合、保証協会の補填率は元金の 80%、金融機関の補填率は 20%となります。

【例：1,000 万円の代位弁済が発生した場合の損失補填額

（責任共有対象）

金融機関	200 万円
保証協会	800 万円

（責任共有対象外）

保証協会	1,000 万円
------	----------

短期経営改善資金

(1) 概要

一般的な事業活動に必要な短期資金調達に利用できます。

(2) 制度概要

資金名	短期経営改善資金
融資要件	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で常時使用する従業員数が50人以下（卸売業、小売業又はサービス業は20人以下）のもの
資金使途	運転
融資限度額	1企業 700万円 1組合 1,500万円 組合員に対する転貸資金の場合は1組合1億円かつ1組合員あたり700万円
融資期間（据置）	5か月以内（一括償還可）
保証制度	普通保証
保証料率	0.30%～1.30%
基準金利（A）	2.06%
利子補給率（B）	0.26%
融資利率（A-B）	1.80%

(3) 提出書類

【必須書類】

- ・ 申込書（様式第2号）

11 経営安定資金

経済変動対策貸付（通常枠）

（１）概要

売上が一定以上減少した際の資金調達に利用できる制度です。

（２）制度概要

資金名	経済変動対策貸付	
融資要件	原則として、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で ①～④のいずれかに該当するもの ①(ア)最近３か月間の売上高が前年同期比△１０％以上、又は２年若しくは３年前同期比△１５％以上 (イ)最近６か月間の売上高が前年同期比△５％以上、又は２年若しくは３年前同期比△１０％以上 (ウ)最近３か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ最近３か月間の粗利益が前年同期比△５％以上 (エ)最近３か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比で△２０％以上 ②ＳＮ７号の認定を認定を受けたもの ③危機関連の認定を受けたもの ④知事が定める特定要因により経営の安定に支障を生じているもの	
資金使途	設備、運転、借換	
融資限度額	５，０００万円	
融資期間（据置）	１０年以内（設備３年以内、運転２年以内）	
保証制度	ＳＮ保証２・４号、危機関連保証	普通保証、ＳＮ保証５・７号
保証料率	０．６０％、０．８０％	０．２８％～１．２０％
基準金利（Ａ）	１．９７％	２．０７％
利子補給率（Ｂ）	０．４７％	
融資利率（Ａ－Ｂ）	１．５０％	１．６０％

（３）提出書類

【必須書類】 ・申込書（様式第１号） ・資金使途明細表（様式第５号）
【融資要件①(ア)(イ)の場合】 ・売上減少状況等報告書（様式第３号）
【融資要件①(ウ)の場合】 ・原油・原材料高等の影響状況等報告書（様式第４号）
【経営安定関連保証を利用する場合】 ・認定書
【借換資金の場合】 ・借換計画書（様式第１号別紙２）

経済変動対策貸付（米国関税対応枠）

（１）概要

米国関税措置の影響を受けて、売上が一定以上減少した際の資金調達に利用できる制度です。

（２）制度概要

資金名	経済変動対策貸付（米国関税対応枠）	
融資要件	原則として、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で最近１か月間の売上高が前年同期比△５％以上かつその後２か月を含む３か月間の売上高が前年同期比△５％以上	
資金使途	設備、運転	
融資限度額	経済変動対策貸付全体で８，０００万円	
融資期間（据置）	１０年以内（設備３年以内、運転２年以内）	
保証制度	普通保証	ＳＮ保証５号
保証料率	０．２８％～１．２０％	０．５８％
基準金利（Ａ）	２．０７％	
利子補給率（Ｂ）	０．４７％	
融資利率（Ａ－Ｂ）	１．６０％	
取扱期間	令和７年６月１１日～令和８年３月３１日	

（３）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第１号） ・ 売上減少状況等報告書（様式第３号－３） ・ 資金使途明細書（様式第５号）
【経営安定関連保証を利用する場合】 ・ 認定書

連鎖倒産防止貸付

(1) 概要

再生手続開始申立等を行った企業※と取引のある関連企業が連鎖して倒産することを防ぐための制度です。(※国または県の指定が必要)

(2) 制度概要

資金名	連鎖倒産防止貸付	
融資要件	県内で、原則として6か月以上継続して同一事業を営む中小企業者で、経済産業大臣又は知事が指定した再生手続開始申立等企業に対し、①又は②を満たすもの ①25万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有するもの ②指定企業との取引額が総取引額の20%以上あるもので、売掛金債権又は前渡金返還請求権を有するもの	
資金使途	運転	
融資限度額	1企業 3,000万円 1組合 5,000万円	
融資期間(据置)	10年以内(1年以内)	
保証制度	S N保証1号	普通保証
保証料率	0.60%	0.30%~1.30%
基準金利(A)	1.97%	2.07%
利子補給率(B)	0.47%	
融資利率(A-B)	1.50%	1.60%

(3) 提出書類

【必須書類】

- ・ 申込書(様式第1号)
- ・ 融資対象者を証する書類

再生企業支援貸付（通常枠）

（１）概要

早期の事業再生に取り組むにあたり、公的機関等の支援を受けて作成した再生計画を実施する際に利用できる制度です。

（２）制度概要

資金名	再生企業支援貸付（通常枠）			
融資要件	原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、①又は②を満たすもの ①ＳＮ８号の認定を受けたもの ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従い、事業再生を行うもの（事業再生計画実施関連保証を付すものに限る）			
資金使途	設備、運転、借換※（融資要件①は運転のみ）			
融資限度額	５，０００万円			
融資期間（据置）	１０年以内（融資要件①：２年以内、融資要件②：１年以内）			
保証制度	ＳＮ保証８号		事業再生計画実施関連保証	
保証料率	０．５０％		０．８０％～１．０％	
区分	事業再生	返済資金	責任共有対象外	責任共有対象
基準金利（Ａ）	２．０７％	２．０８％	１．９７％	２．０７％
利子補給率（Ｂ）	０．４７％	０．１８％	０．４７％	
融資利率（Ａ－Ｂ）	１．６０％	１．９０％	１．５０％	１．６０％

※借換えは、融資要件②の場合で、協会の保証付き融資に限る（県制度利用かは問わない）

（３）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第１号）
【経営安定関連保証を利用する場合】 ・ 認定書 ・ 認定申請書に添付した事業計画書
【返済資金の場合】 ・ 信用保証書等貸付利率等を証する書類

再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）

（１）概要

早期の事業再生に取り組むにあたり、公的機関等の支援を受けて作成した再生計画を実施する際に利用できる制度です。

（２）制度概要

資金名	再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）	
融資要件	原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従い、事業再生を行うもの（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付すものに限る）	
資金使途	設備、運転、借換※	
融資限度額	通常枠と合わせて８，０００万円	
融資期間（据置）	１５年以内（３年以内）	
保証制度	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）	
保証料率	０．３０％	
区分	責任共有対象外	責任共有対象
基準金利（Ａ）	１．９７％	２．０７％
利子補給率（Ｂ）	０．４７％	
融資利率（Ａ－Ｂ）	１．５０％	１．６０％

※借換えは、協会の保証付き融資に限る（県制度利用かは問わない）

（３）提出書類

【必須書類】

- ・申込書（様式第１号）

中小企業災害対策資金

(1) 概要

特定の災害で被害を受けた場合の、災害復旧資金を調達する際に利用できる制度です。知事が災害の状況等を勘案した上で、発動の可否を判断します。

(2) 制度概要

資金名	中小企業災害対策資金	
融資要件	県内で、6か月以上継続して同一事業を営む中小企業者で、①～③のいずれかの災害で直接又は間接被害を受けたもの ①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害 ②災害救助法の適用を受けた災害 ③知事が資金の貸付を必要と認めた災害	
資金使途	設備、運転、借換※	
融資限度額	5,000万円	
融資期間（据置）	10年以内（1年以内）	
保証制度	SN保証4号、激甚災害保証	普通保証
保証料率	0.60%	0.30%～1.30%
基準金利（A）	1.97%	2.07%
利子補給率（B）	0.47%	
融資利率（A-B）	1.50%	1.60%

※借換えは、直接被害を受けた中小企業者等が、保証料補助制度の適用を受ける場合に、SN保証4号又は激甚災害保証の適用を受け、既借入金を普通保証で借換える場合に限る（※県の保証料補助制度については、50ページをご覧ください。）

(3) 提出書類

【必須書類】

- ・申込書（様式第1号）
- ・知事が定める書類

経営力強化資金

(1) 概要

金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成した事業計画を実施する際に利用できる制度です。

(2) 制度概要

資金名	経営力強化資金	
融資要件	金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者（経営力強化保証を付すものを含む）	
資金使途	設備、運転、借換※	
融資限度額	8,000万円	
融資期間（据置）	設備7年以内、運転5年以内、借換10年以内（1年以内）	
保証制度	経営力強化保証	S N保証5号
保証料率	0.45%～1.75%	0.68%
基準金利（A）	2.07%	
利子補給率（B）	0.47%	
融資利率（A-B）	1.60%	

※借換えは、協会の保証付き融資に限る（県制度利用かは問わない）

S N保証5号を付して利用する場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金の借換に限る。

(3) 提出書類

【必須書類】 ・申込書（様式第1号）
【経営安定関連保証を利用する場合】 ・認定書

(4) その他

金融機関は、中小企業者等から計画の実行状況や支援状況の報告を受け、その結果を保証協会へ報告する必要があります。

11 特別政策資金

開業パワーアップ支援資金

(1) 概要

創業前後に必要な資金を調達する際に利用できます。

(2) 制度概要

資金名	開業パワーアップ支援資金	
融資要件	県内で創業又は創業予定の中小企業者で、①～⑧のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人が、1か月（6か月）以内に新たな事業を開始する具体的な計画を有すること ②事業を営んでいない個人が、2か月（6か月）以内に新たな会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有すること ③法人が事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること ④創業後5年未満の中小企業者 ⑤事業を営んでいない個人で創業後5年未満のものが法人成りした場合 ⑥事業期間が5年未満の個人が、新たに法人を設立した場合 ⑦設立後5年未満の法人の代表者が、別に法人を設立した場合で、設立後5年未満の法人 ⑧制度融資対象外の事業を営む中小企業者が、対象の事業を開始して5年未満の場合	
資金使途	設備、運転、借換	
融資限度額	3,500万円	
融資期間（据置）	10年以内（1年以内または3年以内（スタートアップ創出促進保証））	
保証制度	創業関連保証、再挑戦支援保証 スタートアップ創出促進保証	普通保証
保証料率	0.65%*または0.85%	0.30%～1.30%
基準金利（A）	1.97%以内	2.07%以内
利子補給率（B）	0.47%以内	
融資利率（A-B）	1.50%以内	1.60%以内

保証料率が0.00%または0.20%となる「開業パワーアップS」については、51ページをご覧ください。

(3) 提出書類

【必須書類】 ・申込書（様式第1号）
【借換資金の場合】 ・借換計画書（様式第1号別紙2）

新事業展開支援資金（経営革新等貸付）

（１）概要

経営革新計画等、承認を受けた計画を実行するために必要な資金に利用できます。

（２）制度概要

資金名	新事業展開支援資金（経営革新等貸付）
融資要件	原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、（３）計画の種類の中の、いずれかの計画の認定又は承認を受け、各計画に沿って事業を行うもの
資金使途	設備、運転 (経営力向上計画と先端設備等導入計画は設備資金のみ)
融資限度額	１億６,０００万円（新事業展開支援資金の合計）
融資期間（据置）	１０年以内（１年以内） 経営力向上関連保証を付す場合は設備７年以内
保証制度	経営革新関連保証 等
保証料率	０.５８％
基準金利（Ａ）	２.０７％以内
利子補給率（Ｂ）	０.４７％以内
融資利率（Ａ-Ｂ）	１.６０％以内

（３）計画の種類

	計画名	認定・承認機関
①	経営革新計画	静岡県経営支援課
②	農商工等連携事業計画	関東経済産業局など
③	経営力向上計画	関東経済産業局・中部地方整備局など
④	地域経済牽引事業計画	静岡県産業政策課、 静岡市、浜松市、牧之原市、焼津市
⑤	先端設備等導入計画	各市町
⑥異分野連携新事業分野開拓計画、⑦特定研究開発等計画、⑧地域産業資源活用事業計画 (⑥～⑧は廃止前に認定を受けたものに限る)		

（４）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第１号） ・ 計画の申請書類一式及び認定書又は承認書の写し
【設備を導入する場合】 ・ 見積書
【資金調達方法・調達額が計画と異なる場合】 ・ 理由書（任意様式）
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・ 許認可証等の写し

(5) 審査のポイント

①経営革新計画

○別表3-2事業計画（経営革新事業分）

- ・民間金融機関借入に記載されている金額が、申請の上限額です。
- ・この金額以上の融資を希望する場合や、「政府系金融機関借入」及び「自己資金」から変更する場合は、理由を示した書類が必要です。
- ・金額変更に伴う計画の変更の可否については、静岡県経営支援課にお問い合わせください。

			2年前	1年前	直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
			(年 月期)		(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
⑤ 資金 調達 達 額 ⑨ + ⑩	政府系金融 機関借入	設備	-	-	-					
		運転	-	-	-					
	民間金融 機関借入	設備	-	-	-					
		運転	-	-	-					
	自己資金	設備	-	-	-					
		運転	-	-	-					
	その他	設備	-	-	-					
		運転	-	-	-					
	合 計		-	-	-					

融資金額の上限・・・「⑤資金調達達額」の「民間金融機関借入」欄に記載の金額

○別表4 設備投資計画及び運転資金計画

- ・設備資金と運転資金の各上限はこの欄で確認します。
- ・税抜きの金額で記載されている場合、消費税を加算することができます。

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 千円)

	機械装置名称	導入年度	単 価	数 量	合 計 金 額
1	〇〇機	令和7年度	80,000	1	80,000
2	△△機	令和8年度	30,000	1	30,000
3	□□機	令和9年度	10,000	2	20,000
4					

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）(単位 千円)

年 度	金 額
令和7年度	20,000
令和8年度	10,000
令和9年度	10,000

設備資金・運転資金の上限・・・
設備投資計画・運転資金計画の該当年度の金額

②経営力向上計画

○申請書 6・7

- ・経営力向上計画の内容記入欄で、新事業活動への該非に「○」がついている項目が制度融資の対象となります。
- ・税抜きの金額で記載されている場合、消費税を加算することができます。

確認項目：経営力向上計画申請書 6（3）の「新事業活動への該非」に○があるか

（3）具体的な実施事項

	事業分野 別指針の 該当箇所	事業承 継等の 種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動 への該非 (該当する 場合は○)
ア	ハ（2）		【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成。暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	2024年12月 業務のマニュアルの作成 2025年4月 熟練工員再雇用	
イ	イ（1）		【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の工専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	2024年4月 新入社員向け研修 2024年8月 学校向け説明会	
ウ	ホ（1）		【設備投資】主要取引先A社と共同で新規商品開発を行い、A社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種（一機種3台）をパンチ・レーザ複合マシンへ（一機種2台）と更新する。この機種は、旧機種では対応しきれなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	2024年9月 設備購入 (パンチ・レーザ 複合マシン)	○

確認項目：経営力向上計画申請書 7 の「融資」に記載されている金額が申込の上限額

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

8 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1	ウ	R7.8	A	パンチ・レーザ複合マシン／MET 1001	静岡県静岡市
2	ウ	R7.8	A	生産管理システム／SME 002	静岡県静岡市
3	ウ	R7.10	A	検査装置／SME 003	静岡県静岡市

③先端設備等導入計画

○申請書4(3)・5

- ・記入がある設備のみが対象となります。
- ・税抜きの金額で記載されている場合、消費税を加算することができます。

確認項目：先端設備等導入計画申請書4(3)設備等名／型式欄に記載があるか

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	NC旋盤／AAA-0123	7年5月	静岡市葵区追手町9-6
2	三次元測定器／XYZ99	7年5月	静岡市葵区追手町9-6
3	生産管理システム／ABC55Ⅱ	7年11月	静岡市葵区追手町9-6
4			
5			

確認項目：先端設備等導入計画申請書5の「融資」の記載金額が申込の上限額

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

新事業展開支援資金（少子化対策・障害者雇用支援貸付）

（１）概要

策定した一般事業主行動計画に基づく事業、次世代育成支援企業の認証を受けたもの、障害者を新たに雇用する場合に利用ができます。

（２）制度概要

資金名	新事業展開支援資金（少子化対策・障害者雇用支援貸付）
融資要件	原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、①～④のいずれかに該当するもの ①一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出たもの ②静岡県次世代育成支援企業（こうのとりカンパニー）の認証を受けたもの ③新たに障害者を常用雇用するもの ④障害者雇用率が２．５％を超えているもの
資金使途	設備、運転
融資限度額	７，０００万円（新分野貸付※の残高との合計）
融資期間（据置）	１０年以内（１年以内）
保証制度	普通保証
保証料率	０．３０％～１．３０％
基準金利（Ａ）	２．０７％以内
利子補給率（Ｂ）	０．４７％以内
融資利率（Ａ－Ｂ）	１．６０％以内

※令和５年度で取扱終了

（３）ポイント

融資要件②に該当する場合は、通常の事業資金として利用できます。

（４）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第１号） ・ 事業計画書（様式第１１号）※こうのとりカンパニーの認証を受けた場合を除く
【設備を導入する場合】 ・ 見積書
【①一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出たもの】 ・ 一般事業主行動計画策定・変更届の写し
【②静岡県次世代育成支援企業（こうのとりカンパニー）の認証を受けたもの】 ・ 静岡県次世代育成支援企業認証書の写し
【④障害者雇用率が２．５％を超えているもの】 ・ 障害者雇用状況報告書（様式第１２号） ・ 事業所別被保険者台帳照会

防災・減災強化資金（防災・減災強化貸付）

（１）概要

地震・津波対策、ＢＣＰ計画の策定や実行する際に利用ができます。

（２）制度概要

資金名	防災・減災強化資金（防災・減災強化貸付）	
融資要件	原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、防災・減災対策を行うもの	
資金使途	設備、運転	
融資限度額	１億円	
融資期間（据置）	１０年以内（１年以内）	
保証制度	普通保証	
保証料率	０．３０％～１．３０％	
基準金利（Ａ）	２．０７％以内	
利子補給率（Ｂ）	０．４７％以内	１．０３５％以内※
融資利率（Ａ-Ｂ）	１．６０％以内	１．０３５％以内※

※昭和５６年５月３１日以前に建築された建築物の建替え、耐震補強、地盤改良、浸水防止など防災工事の場合に適用

（３）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第１号） ・ 事業計画書（様式第１３号） ・ 図面及び写真（現在地の状況がわかるもの）
【設備を導入する場合】 ・ 見積書
【耐震改修計画を策定する場合】 ・ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会判定書の写し
【建物の建替えをする場合】 ・ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会判定書の写し ・ 証明書（様式第１４号） ・ 現有建築物の登記事項証明書等
【建物の改修をする場合】 ・ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会判定書の写し ・ 証明書（様式第１４号） ・ 耐震改修計画書 ・ 耐震改修計画の認定書の写し
【囲障、非構造部材、アスベストの場合】 ・ 証明書（様式第１４号）
【ＢＣＰ計画の実施に必要な資金調達を行う場合】 ・ 事業継続計画書 ・ 自己診断チェックリスト
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・ 許認可証等の写し

防災・減災強化資金（特定建築物耐震化特別貸付）

（１）概要

特定建築物を建替える場合に利用ができます。特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める既存不適格建築物で、以下のいずれかに該当するものです。

建 築 物	規 模
ホテル・旅館、ボウリング場、病院、診療所、展示場、卸売市場、百貨店、マーケット、飲食店、劇場、映画館、集会場、理髪店、博物館、美術館、銀行、工場、事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る） 等	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
老人ホーム、老人短期入居施設 等	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上
幼稚園、保育所	2 階以上かつ 500 ㎡以上

（２）制度概要

資金名	防災・減災強化資金（特定建築物耐震化特別貸付）	
融資要件	原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、特定建築物の防災対策を行うもの	
資金使途	設備、運転	
融資限度額	１０億円（保証を付す場合は２億８，０００万円）	
融資期間（据置）	１５年以内（５年以内）	
保証制度	普通保証	
保証料率	０．３０％～１．３０％	
基準金利（Ａ）	２．０７％以内	
利子補給率（Ｂ）	０．４７％以内	１．０３５％以内※
融資利率（Ａ-Ｂ）	１．６０％以内	１．０３５％以内※

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物の建替え、耐震補強、地盤改良、浸水防止など防災工事の場合に適用

(3) 提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（様式第 13 号） ・ 特定建築物確認書（様式第 13 号別紙） ・ 図面及び写真（現在地の状況がわかるもの）
【設備を導入する場合】 ・ 見積書
【耐震改修計画を策定する場合】 ・ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会判定書の写し
【建物の建替えをする場合】 ・ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会判定書の写し ・ 証明書（様式第 14 号） ・ 現有建築物の登記事項証明書
【建物の改修をする場合】 ・ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会判定書の写し ・ 証明書（様式第 14 号） ・ 耐震改修計画書 ・ 耐震改修計画の認定書の写し
【囲障、非構造部材、アスベストの場合】 ・ 証明書（様式第 14 号）
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・ 許認可証等の写し

地震リスク分散資金

(1) 概要

静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために移転・分散を実施する場合に利用できます。

(2) 制度概要

資金名	地震リスク分散資金
融資要件	原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、(3)対象要件に該当するもの
資金使途	設備
融資限度額	10億円（保証を付す場合は2億8,000万円）
融資期間（据置）	15年以内（5年以内）
保証制度	普通保証
保証料率	0.30%～1.30%
基準金利（A）	2.07%以内
利子補給率（B）	0.67%以内
融資利率（A-B）	1.40%以内

(3) 対象要件

昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震診断を行った結果、建替えが必要と認められたもの、又は現在地が①～③のいずれかに該当し、計画地が①～③に該当しないこと。

	現在地	計画地
①	津波浸水地域（浸水深1cm以上）にあるもの	全て左記の地域外 ただし、当該地域に立地することがやむを得ないと認められる場合で、地盤改良、盛り土、防護壁等の対策を講ずる場合を除く
②	液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）にあるもの	
③	やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）にあるもの	

(4) ポイント

この資金は**土地取得資金も対象となります。**

(5) 注意点

本資金の取扱いは令和14年度末までで、令和15年2月28日までに融資実行をする必要があります。

対象要件に合致するか判断が難しい場合は、商工金融課へ御連絡ください。

確認の手順

①申込者（中小企業者）と金融機関担当者

対象要件に合致するかを事前に確認した上で、申請を行うようお願いします。

②金融機関担当者と商工金融課担当者

申請にあたり、事前に商工金融課の担当者が GIS システムを用いて対象要件に合致するかを確認します。

金融機関担当者の方にも、商工金融課担当者と同時に確認していただくため、GIS システムにアクセスした上で御連絡いただくようお願いします。

（６）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（様式第 15 号） ・ 現在地及び計画地の地図 ・ 図面及び写真（現在地の状況がわかるもの） ・ 見積書
【耐震診断を要する場合】 ・ 耐震診断結果報告書 ・ 耐震判定委員会の判定書の写し
【建築物を建築する場合】 ・ 証明書（様式第 14 号） ・ 設計図書（立面図、位置図、配置図）
【既存建築物を取得する場合】 ・ 耐震診断結果報告書 ・ 耐震判定委員会の判定書の写し ・ 耐震改修計画書 ・ 証明書（様式第 14 号）または耐震改修計画の認定書の写し
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・ 許認可証等の写し

(参考) GISについて

GISは、静岡県内の地理や土地、防災に関する位置情報を検索できるシステムです。地震リスク分散資金を利用する際に、現在地・計画地が第4次被害想定区域に該当するかをご確認いただけます。

○GISへのアクセス方法

静岡県HPの ホーム→テーマから探す【くらし・環境】→建築・住宅→建築基準・耐震化→その他（建築安全）→建築関連情報マップ（静岡県GIS）の掲載内容について から「GIS（静岡県地理情報システム）」を選択。

○検索方法

（3）対象要件の①～③の項目を現在地・計画地でそれぞれ確認します。

①津波浸水地域（浸水深1cm以上）

- ・「津波浸水（レベル2重合わせ図）」のテキストボックスにチェックを入れます。
- ・地図に色が塗られた地域が「津波浸水地域」です。

現在地	計画地
色が塗られた地域	色が塗られていない地域

色が塗られた地域が
浸水深1cm以上

「津波浸水（レベル2重合わせ図）」
にチェックを入れる

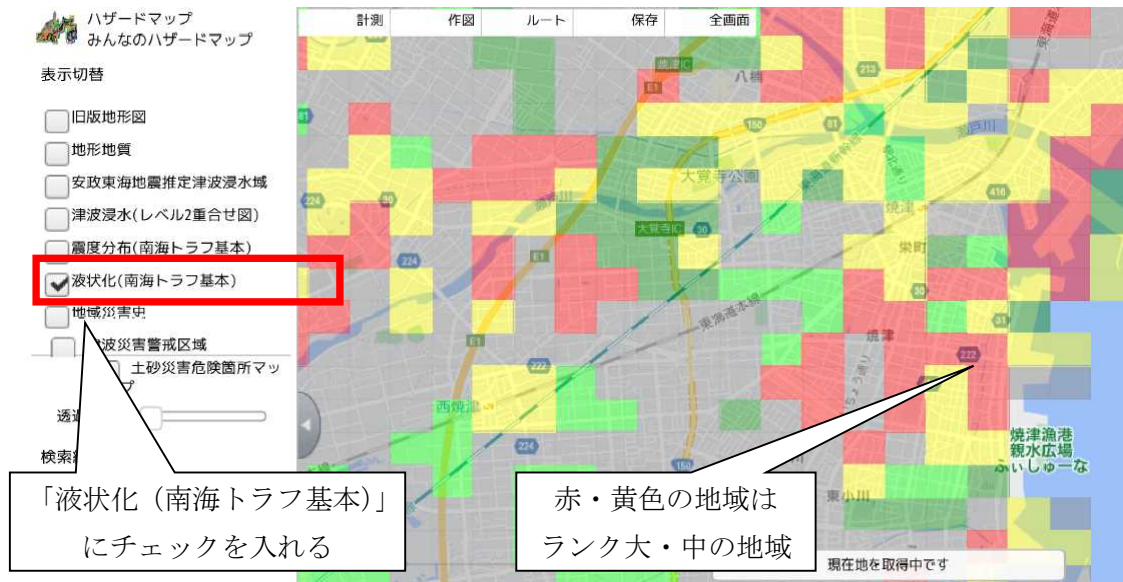
ここに検索結果が表示されます

※地図は焼津港周辺

②液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）

- ・「液状化（南海トラフ基本）」のテキストボックスにチェックを入れます。
- ・地図に赤色・黄色が塗られた地域が「液状化発生の可能性が高い地域」です。

現在地	計画地
赤色・黄色が塗られた地域	緑色又は色が塗られていない地域

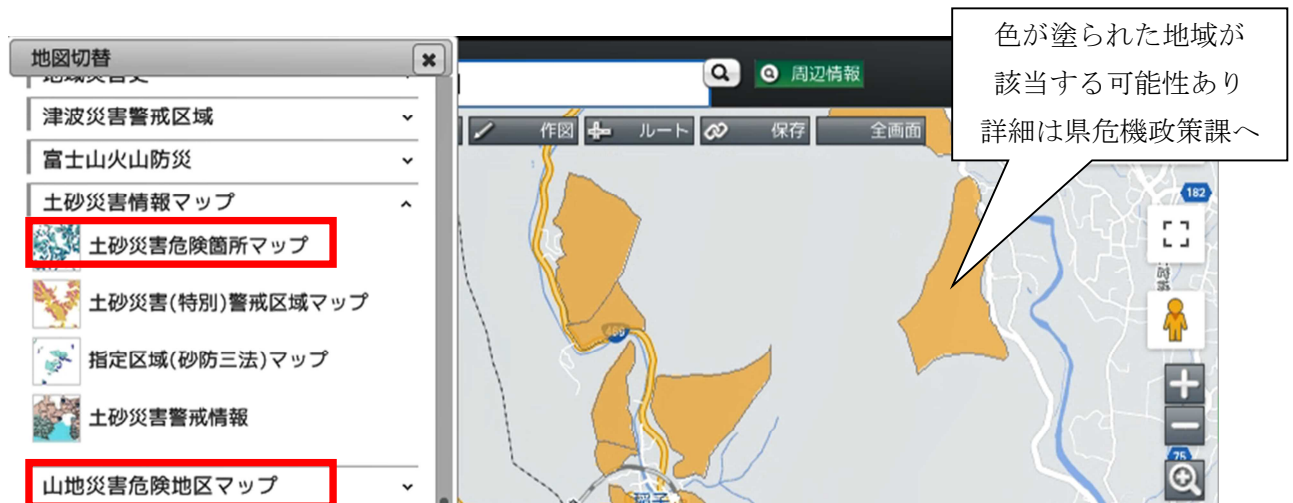


※地図は焼津港周辺

③やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）

- ・表示する地図の切り替えで「土砂災害情報マップ（土砂災害危険箇所マップ）」を選択
- ・「地すべり危険箇所（国交省）」「地すべり危険箇所（農村振興局）」「地すべり危険箇所（林野庁）」「急傾斜地崩壊危険箇所」の4つのテキストボックスにチェックを入れます。
- ・表示する地図の切り替えで「山地災害危険地区マップ」を選択
- ・「山腹崩壊危険地区」のテキストボックスにチェックを入れます。
- ・地図に色が塗られた地域が「やま・がけ崩れの可能性が高い地域」です。

現在地	計画地
色が塗られた地域	色が塗られていない地域



脱炭素支援資金

(1) 概要

脱炭素に係る取組みを行う際に利用ができます。

(2) 制度概要

資金名	脱炭素支援資金	
融資要件	原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、(3)対象事業①～⑤のいずれかに該当する脱炭素の取組みを行うもの	
資金使途	設備、運転※	
融資限度額	1億円（天然ガスコージェネレーションは3億円）	
融資期間（据置）	10年以内（1年以内）	
保証制度	エネルギー対策保証	普通保証、エネルギー需給安定対策保証
保証料率	0.98%	0.30%～1.30%
基準金利（A）	2.07%以内	
利子補給率（B）	0.67%以内 （下記（3）①と③は0.47%以内）	
融資利率（A-B）	1.40%以内 （下記（3）①と③は1.60%以内）	

※（3）対象事業①及び②の消耗品と③に限定。

(3) 対象事業

①新エネ省エネ設備（一般型）

- ・ 中小企業信用保険法施行規則別表第2に定める120設備のいずれかを導入
- ・ 省エネ性能が最新性能であること、又は省エネ効果のある設備であること

②新エネ省エネ設備（特別型）

- ・ 太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、又はバイオマス熱利用設備のいずれかを導入（特別型8設備）

※注意点

- ・ 土地造成費は太陽光パネルを設置する部分のみ対象
- ・ 申請手数料、登記費用などは対象外
- ・ 太陽光パネルの設置場所が県外の場合は対象外
- ・ 個人の給与所得者は対象外。ただし、1年以上継続して同一事業を営み個人事業主として、確定申告時に事業収入が全収入の50%超である場合は、利用可能

③温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出

- ・ 温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金

④温室効果ガス排出削減に寄与する設備

- ・ E V、F C V等の次世代自動車又は充電器等の付帯設備の導入
(県 HP に申請可能車種の例を掲載しました。)

⑤環境配慮建築物

- ・ C A S B E E 静岡の B E E ランクが S 又は A の工場等建築物の新築、増築又は改築

(4) 提出書類

【必須書類】 ・ 申込書 (様式第 1 号)
【設備を導入する場合】 ・ 見積書
【①新エネ省エネ設備 (一般型) に係る設備を導入する場合】 ・ 新エネ・省エネ設備等導入事業計画書 (様式第 7 号) ・ 中小企業信用保険法施行規則別表第 2 に定める設備に該当することが分かる資料
【②新エネ省エネ設備 (特別型) に係る設備を導入する場合】 ・ 新エネ・省エネ設備等導入事業計画書 (様式第 7 号) ・ 特別型 8 設備に該当することが分かる資料 (設備のカタログ等) ・ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての写し (国の売電制度を利用する場合)
【③温室効果ガス排出削減計画に従い、設備資金及び運転資金を利用する場合】 ・ 温室効果ガス排出削減に係る資金使途説明書 (様式第 10 号) ・ 温室効果ガス排出削減計画書の写し ・ 静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定通知書の写し (設備資金を利用する場合)
【④次世代自動車等を導入する場合】 ・ 次世代自動車等導入事業計画書 (様式第 8 号)
【⑤環境配慮建築物を導入する場合】 ・ 環境配慮建築物計画書 (様式第 9 号) ・ 県又は市に提出した受付済みの建築物環境配慮計画書の写し ・ C A S B E E -建築 (新築) 評価結果の写し
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・ 許認可証等の写し

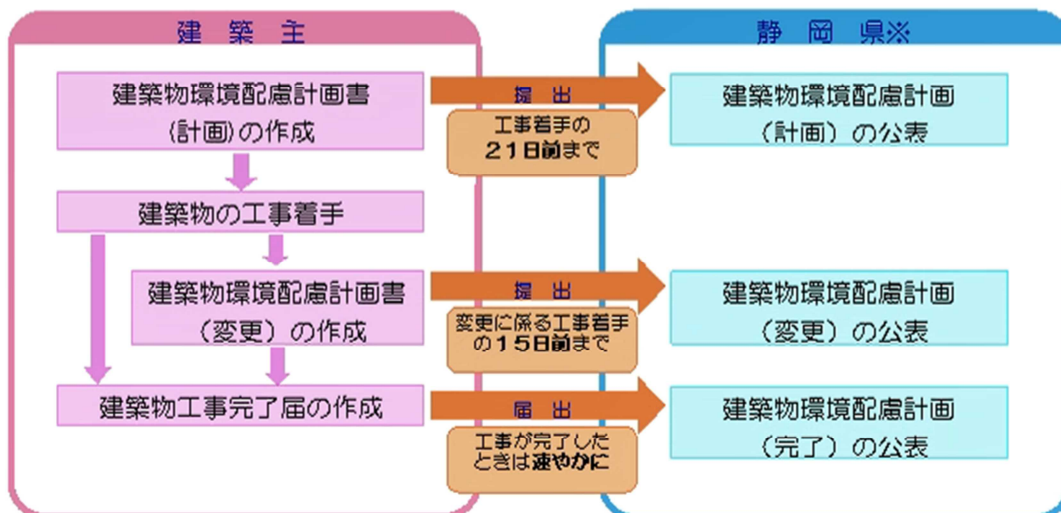
CASBEE静岡とは

・概要

国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムを、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取組みをふまえ、評価基準を一部アレンジしたり、取組状況を分かりやすく公表するため県独自のフォーマットを追加したシステム。

建築物における地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

・手続きの流れ



・問合せ先 建築安全推進課（電話 054-221-3075）

成長産業分野支援資金（成長産業分野）

（１）概要

成長産業分野に進出する際に利用できます。

（２）制度概要

資金名	成長産業分野支援資金（成長産業分野）		
融資要件	成長産業分野に関するもので、開業パワーアップ支援資金の要件を満たす中小企業者、又は経営革新等貸付の要件を満たす中小企業者・特定事業者		
資金使途	設備、運転		
融資限度額	１０億円（成長産業支援資金の合計） ①開業パワーアップ支援資金要件は３,５００万円 ②経営革新等貸付要件は①、②の合計で１０億円		
融資期間（据置）	１０年以内（１年以内）		
保証制度	創業関連保証、 再挑戦支援保証、 スタートアップ創出促進保証	普通保証	経営革新関連保証等
保証料率	０．６５％または ０．８５％	０．３０％～１．３０％	０．５８％
基準金利（Ａ）	上限・下限なし		
利子補給率（Ｂ）	０．６７％以内		
融資利率（Ａ-Ｂ）	金融機関所定金利－利子補給率		

（３）成長産業分野

	成長産業分野	審査担当課
１	医療・福祉機器等	新産業集積課
２	ロボット	
３	航空宇宙	
４	光・電子	
５	環境技術関連	
６	新エネルギー	
７	次世代自動車	
８	CNF（セルロースナノファイバー）関連	
９	グリーン成長	商工金融課

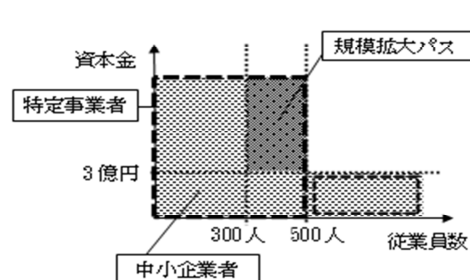
(4) 注意点

- ・グリーン成長分野は、特定事業者（中小企業者を除く）が、脱炭素支援資金（3）対象事業の④温室効果ガス排出削減に寄与する設備及び、⑤環境配慮建築物を導入する場合にのみ利用できます。
- ・本資金の取扱いは令和7年度末までで、令和8年2月28日までに融資実行をする必要があります。

特定事業者とは

国は、成長戦略の実行計画に基づき、中堅企業への成長過程（「規模拡大パス」）にある企業を支援し、規模拡大を通じた労働生産性の向上を目指している。このため、経営革新計画、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における対象者の範囲を、新たな支援対象類型として「特定事業者」を設定した。

<対象者の範囲（製造業の場合）>



	中小企業者 (いずれかを満たす)		特定事業者
	資本金額	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	500人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	300人以下
小売業		50人以下	

※特定事業者は、資本金額の定義なし。
中堅・大企業は、中小企業者の資本金額及び従業員数の定義をどちらも満たさない企業をいう。

(5) 提出様式

【必須書類】

- ・申込書（様式第1号）
- ・成長産業分野支援資金確認書（様式第16号）

【設備を導入する場合】

- ・見積書

【経営革新要件の場合】

- ・計画の申請書類一式及び認定書又は承認書の写し

【次世代自動車等を導入する場合】

- ・次世代自動車等導入事業計画書（様式第8号）

【環境配慮建築物を導入する場合】

- ・環境配慮建築物計画書（様式第9号）

【土地・建物を取得する場合】

- ・土地・建物等取得計画書（様式第17号）
- ・設計図書（立面図・配置図・位置図）

【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】

- ・許認可証等の写し

成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)※旧：クラスター産業分野支援貸付

(1) 概要

各プロジェクトに参画する場合に利用できる資金です。

(2) 制度概要

資金名	成長産業分野支援資金（プロジェクト分野）
融資要件	ファルマバレー、静岡ウェルネス（旧フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション）及びフォトンバレーの各プロジェクトに参画する中小企業者で、関連事業を行うもの
資金使途	設備、運転
融資限度額	10億円（成長産業支援資金の合計）
融資期間（据置）	10年以内（1年以内）
保証制度	普通保証
保証料率	0.30%～1.30%
基準金利（A）	上限・下限なし
利子補給率（B）	0.67%以内
融資利率（A-B）	金融機関所定金利－利子補給率

(3) 各プロジェクトの参画基準

○ファルマバレー

- ・「ふじのくにの宝物」に掲載されているもの
- ・ファルマバレーセンターによるコーディネートにより医療機器等の事業化、製品化、販路開拓に取り組んだ実績のある者
- ・「かかりつけ湯協議会」に参加しているもの
- ・ファルマバレープロジェクトに参加を希望し、プロジェクトとの連携が見込まれるもの（ヒアリングシートを作成、ヒアリングにより確認）

企業	内容
金属精密加工業の会社	医療診察部品等の部材加工部門拡大に伴う増加運転資金
医療部品製造業の会社	医療機器メーカーからの部品量産化に対応するため高精度マシニングセンタを導入
管工事業の会社	介護用ポータブル水洗トイレ開発・販売に係る広告宣伝費
旅館（かかりつけ湯協議会 会員）	客室改修に係る設備資金

○静岡ウェルネス

静岡ウェルネスプロジェクトの参加者又は参加を希望するもの（ヒアリングにより確認）

企業	内容
水産加工業の会社	フードロス対応製品の原材料仕入費
機械製造業の会社	包装機の開発・製造にかかる材料費、外注費、人件費
製菓製造業の会社	新商品開発にかかる研究開発費・製造経費

○フォトンバレー

光・電子技術を基盤とした技術・製品の開発及び事業化を通じて、光・電子技術関連産業の発展・集積に寄与すると見込まれるもの（ヒアリングにより確認）

企業	内容
電子部品製造業の会社	農産物鮮度維持装置の開発に伴う増加運転資金
自動車部品製造の会社	次世代自動車照明の研究開発、金型製造、材料仕入
金属製品製造業の会社	レーザー加工機導入に伴う工場建設資金

（４）注意点

当貸付を利用する際は、事前に各センターへご相談をお願いします。

クラスター名	所在地	連絡先
ファルマバレーセンター	駿東郡長泉町下長窪 1002 番地の 1 静岡県医療健康産業研究開発センター内	055-980-6333
ウェルネス・フーズ産業支援センター	静岡市葵区追手町 44 番地の 1 静岡県産業経済会館 2 階	054-254-4513
フォトンバレーセンター	浜松市中央区城北三丁目 5-1 静岡大学浜松キャンパス内	054-471-2111

（５）提出書類

【必須書類】 ・ 申込書（様式第 1 号） ・ 成長産業分野支援資金確認書（様式第 16 号） ・ 事業計画書（様式第 16 号別紙）
【設備を導入する場合】 ・ 見積書
【ファルマバレー】 ・ 資金使途判断表（ファルマバレーセンター対象資金用） ・ ヒアリング調書（ふじのくにの宝物未掲載企業のみ）
【ウェルネス・フーズ産業支援センター】 ・ 静岡ウェルネスプロジェクト資金使途判断表
【フォトンバレー】 ・ フォトンバレー資金使途判断表
【土地・建物を取得する場合】 ・ 土地・建物等取得計画書（様式第 17 号） ・ 設計図書（立面図・配置図・位置図）
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・ 許認可証等の写し

ふじのくにフロンティア推進資金

(1) 概要

ふじのくにフロンティア推進区域等に進出する企業に対する融資に利用できる資金です。

(2) 制度概要

資金名	ふじのくにフロンティア推進資金
融資要件	ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域に進出する中小企業者で、市町に認められた事業を行うもの
資金使途	設備
融資限度額	10億円
融資期間（据置）	15年以内（5年以内）
保証制度	普通保証
保証料率	0.30%～1.30%
基準金利（A）	2.07%以内
利子補給率（B）	0.67%以内
融資利率（A-B）	1.40%以内

(3) 注意点

- ・区域内での事業に該当するかは、市町の担当課が判断します。詳しくは市町担当課へお問い合わせください。
- ・この資金は土地取得資金も対象となります。
- ・本資金の取扱いは令和9年度末までで、令和10年2月29日まで（工業団地の場合は令和11年度末まで、令和12年2月28日まで）に融資実行をする必要があります。

(4) 提出書類

【必須書類】 ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第18号別紙） ・ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書（様式第18号別紙） ・計画地の地図 ・見積書
【建築物を建築・増築・改修する場合】 ・証明書（様式第14号）または耐震改修計画の認定書の写し ・設計図書（立面図・配置図・位置図）
【既存建築物を取得する場合】 ・耐震診断結果報告書 ・耐震判定委員会の判定書の写し
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・許認可証等の写し

事業承継資金

(1) 概要

事業承継を行う際に利用できる資金です。

(2) 制度概要

資金名	事業承継資金		
融資要件	①又は②のいずれかに該当するもの ①原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者から事業を譲り受けるもの ②原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で事業を譲り渡すもの		
資金使途	設備、運転、借換		
融資限度額	2億8,000万円		
融資期間（据置）	設備15年以内、運転・借換10年以内（1年以内）		
保証制度	事業承継特別保証 経営承継借換関連保証	事業承継サポート保証 特定経営承継準備関連保証	普通保証 経営承継関連保証 等
保証料率	0.0%～0.95%※	0.80%	0.30%～1.30%
基準金利（A）	2.07%以内		
利子補給率（B）	0.47%以内		
融資利率（A-B）	1.60%以内		

※県の保証料補助後

(3) ポイント

- ・承継者に詳細な条件はありません。給与所得者でも承継者であれば利用可能です。
- ・承継者・被承継者のどちらかの本社等が静岡県内にあればご利用いただけます。
- ・事業承継に必要な転貸資金や土地取得資金も対象です。

(4) 所有と経営の一致

事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付す場合を除き、所有と経営の一致が原則となります。

	内容
所有	議決権株式の50%超を単独保有
経営	代表取締役など会社の代表者

(5) 注意点

- ・融資実行は、事業承継締結日の前後5年以内に行う必要があります。
- ・相続税・贈与税などの納税資金は対象外です。

(6) 利用例

概要	資金使途
事業承継契約等に係る経費	M&A仲介会社への手数料、買収監査費用等
株式・事業資産等の取得に係る経費	事業用不動産の買取り、株式取得費等
事業承継を実行するための運転資金	・代替わりにより、新たに発生する仕入や人件費、事業拡大に伴う運転資金 ・役員退職金支払い資金
事業承継を実行するための設備資金	先代では控えられていた設備投資に係る資金
既借入金の借換資金	経営者保証を解除するための借換資金 (事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付す場合)

(7) 事業承継に係る利用保証

- ・保証協会の保証を付す場合には、資金使途が限定されるため、事前に保証協会へ案件相談をお願いします。
- ・事業承継資金で利用可能な保証制度は、普通保証を除いて以下の7種類です。

保証名	経営承継 関連保証	特定経営 承継関連 保証	経営承継 準備関連 保証	特定経営 承継準備 関連保証	事業承継 サポート 保証	事業承継 特別保証	経営承継 借換関連 保証
融資 対象者	法人または 個人事業主	中小企業者 の代表	法人または 個人事業主	事業を営んで いない個人	持株会社	法人	法人
必要な 認定・ 確認	知事	知事	知事	知事	—	中小企業活性化 協議会及び 事業承継・引継 支援センター	中小企業活性化 協議会及び 事業承継・引継 支援センター 知事
資金 使途	・議決権株式・事業用資産の 取得資金 ・相続税・贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金 ・遺留分減殺に伴う価格弁償 資金		・事業用資産等の取得資金 ・株式等(100分の50超を取 得)の取得資金		被後継者の 保有する事 業会社の株 式の3分の2 以上を一括 で取得する 資金など	・事業承継前 の経営者保証 付き融資の借 換資金 ・新規資金	事業承継前の 経営者保証付 き融資の借換 資金

(8) 提出書類

【必須書類】 ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第19号） ・様式第20号(事業承継支援証明書)または静岡県知事の認定書
【株式を取得する場合】 ・株主名簿 ・株式譲渡金額の積算資料（譲渡契約書の写し等） ・被承継者の登記簿謄本の写し
【土地・設備を購入する場合】 ・見積書・根拠が分かる資料（譲渡契約書の写し等）
【事業承継特別保証・経営承継借換関連保証を利用する場合】 ・ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写） ・事業承継計画書 ・借換債務等確認書 ・財務要件等確認書
【事業実行に伴い新たに許可等が必要な場合】 ・許認可証等の写し

県の信用保証料補助制度

県では、中小企業者が信用保証協会の保証を付して借入をする際、信用保証料の補助を行い、事業者負担を軽減する制度を行っています。

現在は、3つの資金に対して、保証料補助制度を導入しています。

資金名		対象者	制度開始時期
経営安定資金	中小企業災害対策資金	災害により直接被害を受けた	R元年度
特別政策資金	開業パワーアップ資金	創業1年未満 かつ 信用保証協会未利用者	H30年度
	事業承継資金	事業承継特別保証又は経営 承継借換関連保証を利用	R2年度

○中小企業災害対策資金に係る信用保証料補助制度

(1) 概要

- ・「中小企業災害対策資金」に係る信用保証料の事業者負担を軽減する制度です。
- ・普通保証の場合、県が信用保証料の1／3を負担します。
- ・SN保証4号、激甚災害保証の場合、県が信用保証料を全額負担します。
- ・激甚災害保証等が発動された場合、発動前に実行された普通保証の融資に限り、借換えにより企業負担分を県が負担します。

(2) 制度概要

区分	内容	
融資対象者	「中小企業災害対策資金」と同じ	
資金使途	設備、運転（直接被害に限る）	
融資条件	「中小企業災害対策資金」と同じ	
保証制度	SN保証4号、激甚災害保証	普通保証
保証料負担	0.80%	0.45%～1.90%
	県	0.60%
	保証協会	0.20%
	事業者	0.0%
	0.15%～0.60%	

○開業パワーアップS

(1) 概要

「開業パワーアップ支援資金」に係る信用保証料の事業者負担をゼロにする制度です。

(2) 制度概要

区分	内容
融資対象者	創業1年未満かつ静岡県信用保証協会未利用者
融資限度額	1,000万円
保証制度	創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証
保証料負担	0.90%または1.10%
県	0.45%
保証協会	0.45%
事業者	0.0%または0.20%

○事業承継資金に係る信用保証料補助制度

(1) 概要

- ・「事業承継資金」を事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証を付して利用する場合に、信用保証料の事業者負担を軽減する制度です。
- ・中小企業活性化協議会及び事業承継・引継支援センターによる確認が必須です。

(2) 制度概要

区分	内容	
保証制度	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
融資対象者	①3年以内に事業承継を予定する法人 ②事業承継日から3年を経過していない法人	3年以内に事業承継を予定する法人
資金使途	・事業承継前の経営者保証付融資の借換資金 ・新規資金（融資対象者①のみ）	事業承継前の経営者保証付融資の借換資金
保証料負担	0.20%～1.15%	
県	0.20%	
事業者	0.0%～0.95%	

○セーフティーネット（SN）とは

災害や大規模な経済危機等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、保証限度額を別枠化する制度です。

第1号から第8号のいずれも、認定業務は市町で行っています。

事由	
第1号	取引先の倒産(民事再生手続開始等)による連鎖倒産防止
第2号	取引先の事業活動制限
第3号	指定地域内の指定業種の災害等突発的な災害等により被害を受けた指定地域の指定業種
第4号	指定地域の災害等、自然災害等により被害を受けた指定地域
第5号	全国的不況業種
第6号	取引金融機関の破綻
第7号	金融取引の調整
第8号	金融機関の貸付債権の譲渡

○保証限度額とは

- ・信用保証協会の保証は、1企業あたり最大2億8,000万円(有担保2億円、無担保8,000万円)です。
- ・中小企業信用保険法で、別枠の保証限度額が定められている保証を利用する場合には、通常枠とは別に限度額が管理されます。

制度融資全般 Q A

1 制度融資 共通事項

Q：設備を導入する場合、消費税は対象となるか。

A：対象となります。

「資金計画」欄に税込みの金額を記入してください。一部を自己資金、補助金等
で対応する場合は、該当欄に該当金額を計上し、「資金計画」の合計欄と設備の
見積金額（税込）が合致するようにしてください。

Q：制度融資を利用する場合、契約前に申込み必要があるが、申込みの基準日はいつか。

A：金融機関が申込書を受理した日です。

制度融資は、金融機関からの借入があることが前提となりますので、申込書（様
式第1号）左下にある「金融機関受理年月日」で、金融機関が申込みを受け付け
た日を確認します。

なお、「金融機関受理年月日」以降であれば、設備を契約することができます。
ただし、利子補給を受けるには県（保証協会）の審査がありますので、審査の結
果、対象外となった場合には、利子補給を受けることはできません。

Q：不動産業者が仕入として土地の購入を行うにあたり、運転資金として融資を行
う場合、制度融資の対象となるか。

A：対象となります。

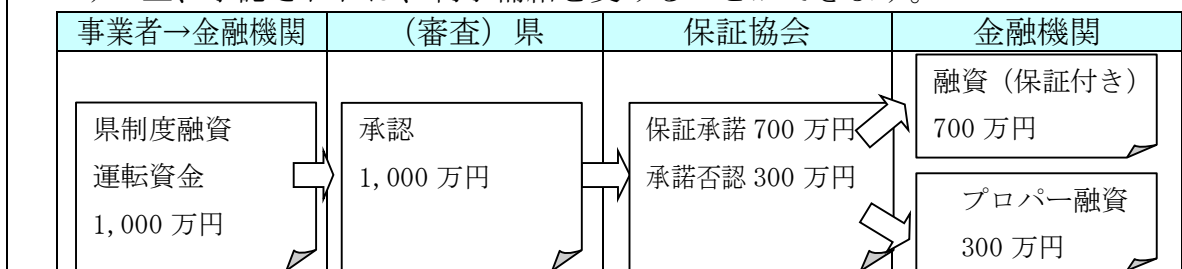
不動産業者にとって土地は商品の1つですので、このような場合に限り、運転資
金（原材料仕入資金）として制度融資の対象となります。

Q：制度融資（保証付）案件について、県で満額の承認を受けた後、信用保証協会
で減額承諾となった。県の承認は受けているため、信用保証協会の不承諾部分
も利子補給を受けることはできるか。

A：利子補給の対象外です。

制度融資の申込金額と、県・信用保証協会承諾後の金銭消費貸借契約額は同額で
ある必要があります。そのため、同時期の同一事業者からの申請で、保証付きと
保証無しを申請する場合には、それぞれ別様で申し込む必要があります。今回のケー
スについては、利子補給を受けることはできません。

なお、保証協会の不承諾部分（300万円）については、保証無しで再度お申し込
みの上、承認されれば、利子補給を受けることができます。



Q：農林漁業を行う事業者は県制度融資対象外と聞いているが、漁業協同組合から、運転資金で県制度融資を利用したい旨の相談があった。利用は可能か。

A：利用できる場合があります。

県制度融資は中小企業信用保険法で定義されている中小企業者等が対象となります。農林漁業を行う事業者は原則対象外ですが、加工販売等を行っている場合等で、その部分に係る資金については、県制度融資の利用が認められる場合があります。申込前に県または保証協会にご相談ください。

Q：旧債振替（既借入金の借換え）は可能か。

A：旧債振替はできません。

なお、例外的に借換えを認めている資金があるので、県制度融資の各取扱要領「第4 資金使途の対象外」を確認の上、県または保証協会にご相談ください。

Q：外資系の企業でも利用は可能か。

A：業種ごとの資本金または従業員数の要件を満たしていれば利用は可能です。

2 事業資金 共通事項

Q：経営改善資金等では、融資対象者で従業員数を限定しているが、この「従業員」は、どのようにカウントするのか。

A：従業員の判断は、客観的に確認できるもので、具体的には以下のとおりです。

- ①雇用保険又は社会保険を払っている従業員数
- ②法人の場合は、「法人事業概況説明書」に記載されている人数

Q：住宅部分が含まれている営業用建物（いわゆる店舗併用住宅）に要する資金について、制度融資を利用できるか。

A：住居部分を除いた部分のみ対象となります。

住居に関する設備は制度融資から除外されますが、それ以外の部分については制度融資の対象とすることができます。

- ・原則、店舗部分のみが「事業資金」に該当します。
- ・店舗部分と住宅部分との面積按分により算出します。
- ・屋根は面積按分せず、すべて事業資金に該当します。
- ・外壁の塗り直しは住宅部分と業務部分で按分します。
- ・住宅部分が来客の接待、商品置場、作業所等、常時業務用に使用されている場合は住宅部分も店舗とみなすことができます。
- ・基礎工事に要する資金等、共用部分にかかる資金は「事業資金」に該当します。

3 経営安定資金 共通事項

Q：中小企業信用保険法第2条第5項第5号（SN5号）の認定を受けた事業者が、経済変動対策貸付を複数の金融機関を通して利用する場合、認定書は複数発行する必要はあるか。

A：認定書は1枚発行すれば足够了。
認定書の有効期限内に複数の保証申込を行う場合、1つは原本、その他は写を添付してください。

4 経営安定資金（中小企業災害対策資金）

Q：直接被害と間接被害の違いについて知りたい。

A：直接被害：事業用の建物、設備、備品（車両含む）、商品（在庫）等に発生した実被害（物的被害）をいいます。

申請にあたり、被害状況を確認できる資料（写真又は罹災証明書等）が必要になります。

間接被害：実被害以外の影響（支障が生ずること）をいいますが、以下のような例が考えられます。

- ・道路の寸断等により、商品の仕入、納品、顧客の受入等に支障が生ずること。
- ・停電、断水等により、生産、営業等に支障が生ずること。
- ・仕入、納品等している取引先が今回の災害で被災し、取引に支障が生ずること。

Q：資金使途の「災害復興に必要な資金」とはなにか。

A：被害を受けた建物、設備、商品等を補修、買替え等する資金及び災害により支障が生じた事業活動を回復するための当座の運転資金です。

5 特別政策資金 共通事項

Q：保証無しで利用するために、登記簿謄本を取得する。
登記情報提供サービスを印刷した証明書でもよいか。

A：問題ありません。
令和3年度から登記情報提供サービスを印刷した証明書でも可となりました。
なお、発行後6か月以内の登記簿謄本の写し（コピー）でも可です。

Q：本社は静岡県外にあるが、工場が県内にあり、その工場に対する融資を予定している。保証無しで行う場合、納税証明書はどこで取得すればよいか。

A：県内のどの財務事務所でも取得可能です。
ただし、新たに静岡県へ進出する企業の方が取得する場合には、調整が必要となることがありますので、県商工金融課までご連絡ください。

Q：保証協会の事前承諾（内定通知）は必須か。

A：任意です。

ただし、事業承継資金は、県が認めている資金使途でも保証の種類によって資金使途が限定されている場合があるため、県制度申込前に保証協会への相談をお願いしています。

Q：保証協会の事前承諾（内定通知）を得た案件の手続方法を知りたい。

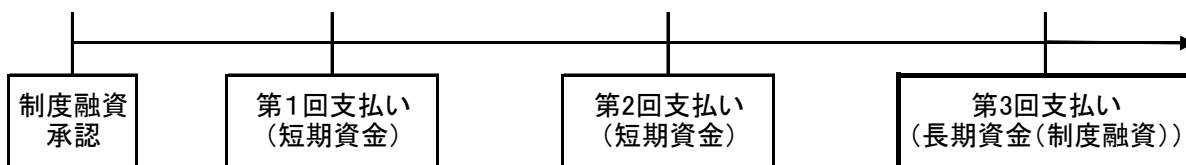
A：事前承諾（内定通知）の写しをご提出ください。

保証協会の事前審査終了後に、協会から事前承諾（内定通知）のFAXが届きますので、県への申請書類と一緒にご提出ください。

Q：個人事業者として事業収入を得ており、なおかつ給与収入も得ている場合、特別政策資金の利用は可能か。

A：個人事業で得た収入が全収入の100分の50を超える場合は利用可能です。
直近の確定申告書の事業収入と給与所得から判断します。

Q：設備を購入時、3回に分けて支払うため、1回目、2回目を制度融資を利用しない短期資金でつなぎ、最終支払い時に制度融資を利用する長期資金に切り替えたい。このような資金の流れで利用は可能か。



A：利用可能です。

利子補給が受けられるのは、1つの承認に対して、1つの融資です。そのため、3回目の支払い時に制度融資を利用している上記のような流れであれば申請は可能です。（県の承認前の支払いは不可）

※自己資金で支払う場合は対象になりません。

一方、支払いごとに制度融資を利用する場合には、回数ごとに制度融資の承認を受ける必要があります。

Q：県から承認を受けた案件で、設備発注から納品までに時間がかかり、融資実行が当初予定よりも遅れる見込みである。承認書の有効期限はあるのか。

A：設備資金については、承認書の有効期限はありません。

（設備導入が延期になる場合や、設備発注から製造に時間がかかる場合等を考慮）
なお、運転資金の承認書は有効期限があり、承認日から1年以内ですので、運転資金については、承認日から1年以内に融資実行する必要があります。

Q：特別政策資金（経営革新等貸付）の設備導入で、申込金額どおり 5,000 万円で県から承認されたが、再見積りの結果、金額が下がり、4,500 万円で融資実行することになった場合、どうすればよいか。（承認金額から減額実行の場合）
A：減額の場合、変更報告書（様式第 1 号別紙その 3）での対応が可能です。 融資実行後に、融資実行通知書（様式第 21 号）と償還計画の写しを提出していただきますが、その際に変更報告書も添付してください。 なお、協会付融資の場合は県への報告は不要です。

Q：特別政策資金（経営革新等貸付）の設備導入で、申込金額どおり 5,000 万円で県から承認されたが、原材料高等により設備の金額が上がり、5,500 万円で融資実行することになった場合、どうすればよいか。（承認金額から増額実行の場合）
A：増額の場合、融資実行前に県へ申請して、変更承認を受ける必要があります。 様式第 1 号別紙その 2（変更申請書）と必要書類（説明書・当初承認書ほか）を添えて、改めて申請の上、県の承認を得る必要がありますので、ご注意ください。 変更承認となった後に、融資実行することとなります。

Q：特別政策資金（固定金利）で、承認後に申込書記載の融資利率 1.20%から変更して、1.40%で融資実行することになった場合、どうすればよいか。
A：融資利率変更の場合、上げる場合、下げる場合、どちらであっても、変更報告書（様式第 1 号別紙その 3）での対応が可能です。（制度融資の要綱で認められている範囲内での変更の必要あり） 融資実行後に、融資実行通知書（様式第 21 号）と償還計画の写しを提出していただきますが、その際に変更報告書も添付してください。 なお、協会付融資の場合は県への報告は不要です。

Q：補助金の交付決定を受けているが、補助金を含めた金額で県制度融資を申し込めるか。
A：補助金の二重取りとなるため、補助金受領予定額を控除した金額でお申し込みください。なお、受領予定額が確定していない場合は、補助金を含めた金額でお申し込みいただき、補助金受領後に当該金額を内入れしてください。

Q：特別政策資金の中で時限が設定されている資金の期限を知りたい。	
A：以下のとおりです。	
制度名	期限
地震リスク分散資金	令和 14 年度(令和 15 年 2 月末までに融資実行)
成長産業分野支援資金 (成長産業分野) ※プロジェクト分野は時限なし	令和 7 年度(令和 8 年 2 月末までに融資実行)
ふじのくにフロンティア推進資金	令和 9 年度 (令和 10 年 2 月末までに融資実行) 工場団地の場合は令和 11 年度 (令和 12 年 2 月末までに融資実行)

6 特別政策資金（開業パワーアップ支援資金）

Q：関東圏内で勤めていた行政書士事務所から独立して、静岡県で新たに開業する予定である。この場合開業パワーアップ支援資金の対象となるか。

A：対象となります。

顧客を引継がず、全く別の場所に新たに開業するため、対象となります。

また、県内で勤めていた事務所等から独立し、県内に新たに事務所等を全く別の場所に開業する場合も対象となりますが、創業関連保証等との兼ね合いから対象外となる場合がありますので、保証協会にお問い合わせください。

Q：県外で5年以上個人事業主として事業を行っていたが、今回、静岡県内に移住し別の事業で法人を設立する。この場合、開業パワーアップ支援資金の対象となるか。

A：対象外です。事業を営んでいる個人が会社を設立する場合、事業を開始した日以降の期間が5年以上となる場合は対象になりません。

7 特別政策資金（新事業展開支援資金（経営革新等貸付））

Q：現在承認を受けた計画の事業を実施しているが、申請書（計画）に記載されていない設備が必要になった。事業に沿っていれば、計画に記載のない資金でも県制度融資の対象になるか。

A：対象外です。計画の変更手続きを行ってください。

事業を進める段階で、計画策定時に想定していなかった設備・運転資金が必要となった場合には、計画の承認をしている各機関へ変更申請を行う必要があります。県制度融資は、計画変更の承認を受けてからお申し込みください。

Q：計画に記載の設備金額は、策定段階で取得した見積書をもとに作成したため、現在発注すると記載金額以上の資金が必要となる。このような場合でも、融資限度額は計画に記載されている金額までなのか。

A：最新の見積金額まで増額できます。

最新見積と計画内に記載の設備が同型であれば増額可能です。その場合、「理由を示した書類（任意様式）」にて増額の理由を報告してください。

Q：計画に記載がある設備を、2回（令和6年8月、12月）に分けて導入し、融資も2回に分けて実行する予定である。申請は2回に分けて、行う必要があるのか。

A：申込書（様式第1号）を2枚作成すれば、申請は1回で足ります。

なお、添付書類は1部ご用意ください。

Q：経営革新計画は、本社が所在する都道府県の承認を受けることとなっている。そのため、東京都に本社がある企業は、静岡支店の経営革新の内容を東京都に申請する。東京都（他都道府県）が承認した経営革新計画で静岡県の制度融資を受けることができるか。

A：利用できません。
他都道府県が承認した経営革新計画は、承認した都道府県の産業振興に資する計画内容となっているため、静岡県以外で承認された経営革新計画では静岡県の制度融資は利用できません。

Q：経営力向上計画を取得した医療法人及びNPO法人は、県制度融資を利用できるか。

A：保証を付さない融資であれば利用可能です。
中小企業信用保険法上は両法人とも中小企業者として定義されているため、県制度融資を利用することはできますが、経営力向上関連保証を利用することができないため、保証を付さない融資のみ利用可能となります。

8 特別政策資金（新事業展開支援資金（少子化対策・障害者雇用支援貸付））

Q：障害者雇用状況報告書における重度身体障害者及び重度知的障害者は何級の者が該当するのか。

A：以下のとおりです。
・重度身体障害者…1級、2級および3級に該当する障害を2以上重複している人
・重度知的障害者…療育手帳A又は地域障害者職業センターで重度知的障害者と判定されたもの

9 特別政策資金（防災・減災強化資金（特定建築物耐震化特別貸付））

Q：静岡県内でホテルを2店舗経営している。今回当資金を利用し、1店舗を建替えるが、休業中は、従業員を営業している他店舗へ配置転換する。この場合の人件費（運転資金）は対象となるのか。

A：対象となります。
この配置転換は、従業員の雇用を守るために発生する余剰費用と考えられ、休業中の人件費と判断できるため、対象となります。

Q：昭和56年5月31日以前に建築された建築物であるかはどのように判断するのか。

A：工事着手日で判断します。
くい打ち、地盤改良、山留め又は根切工事の開始日を工事着手日と判断します。
詳しくは、建築安全推進課へお問い合わせください。

Q：昭和56年以前の工場を有する医療・福祉関連企業が、BCP計画に基づき、液化化区域からふじのくにフロンティア推進区域に移転する。移転計画は、防災・減災強化資金(防災・減災強化貸付)、地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)、ふじのくにフロンティア推進資金の4つに該当するため、10億円ずつ申込み、合計40億円の利子補給を受けることができるのか。

A：複数資金を併用することはできません。1事業計画に対して、利用できる制度融資は1つだけです。

10 特別政策資金（脱炭素支援資金）

Q：給与所得者が売電事業を行うにあたり、制度融資を利用できるか。

A：以下の要件を満たせば利用できます。

給与所得者は制度融資を利用できませんが、売電事業の収入が50%を超える場合には、個人事業者とみなし制度融資の対象となります。1年以上売電事業を行い、個人事業者となってから申請をしてください。

Q：対象事業のうち「温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出」とはどういうことか。

A：「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、県くらし・環境部の環境政策課または（一社）静岡県環境資源協会に提出することをいいます。

Q：対象事業のうち「温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金」とはどのようなものか。

A：設備資金は、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定の対象となった設備を導入するための資金で、運転資金は、「温室効果ガス排出削減計画書（別紙1）3」に記載のある取組に必要な資金を対象としています。

Q：エネルギー需給安定対策保証の「その他協会が対象設備と判断したもの」とはどのようなものか。

A：以下のとおりです。

- ・周囲を囲うためのフェンス、防犯設備（カメラ等）
- ・土地改良費（パネル設置に係る部分のみ）
- ・屋根に太陽光パネルを設置する際に行う屋根の強度を補強するために必要な補修費用
- ・屋根の防水工事費用
- ・工事費負担金

Q：農地転用や登記の申請にかかる費用を申請することはできるか。

A：自治体に対する申請費用は対象外です。

ただし、電力会社への申請費用は対象となります。

Q：温泉発電は対象となるか。

A：広義では地熱発電と判断できるため、対象となります。

11 特別政策資金（成長産業分野支援資金（成長産業分野））

Q：申請手続きにおけるスキームを確認したい。

A：成長産業分野支援資金（成長産業分野）は、県新産業集積課が成長産業分野に該当するかの審査を行います。商工金融課から県新産業集積課に事業内容、資金使途等が成長産業分野の対象になるか事前相談いたしますので、判断材料となる資料（事業計画書等）を商工金融課宛にご提出ください。成長産業分野に該当する見込みという確認がとれた後、書類一式を整えていただき、商工金融課へ申請をお願いします。商工金融課から新産業集積課へ本審査を依頼し、審査会での審査の結果、成長産業分野該当という判断が出た後、商工金融課での本審査となります。そのため、他の資金と比較して、通常よりかなり審査日数がかかりますので、余裕を持った申請をお願いします。

12 特別政策資金（成長産業分野支援資金（プロジェクト分野））

Q：申請手続きにおけるスキームを確認したい。

A：成長産業分野支援資金（プロジェクト分野）は各センターが資金使途の審査を行います。そのため、まず各センターに事前相談していただき、資金使途が対象になるか確認を受けて下さい。事前相談後、書類一式を整えていただき、商工金融課へ申請をお願いします。商工金融課から各センターへ本審査依頼をし、各センターでの審査が終了しましたら、商工金融課での本審査となります。他の資金と比較して、各センターでの審査があるため、通常より審査日数がかかりますので、余裕を持った申請をお願いします。

13 特別政策資金（事業承継資金）

Q：代表者変更を行う会社があるが、会社の株式を前代表者（被承継者）が保有し続ける場合、事業承継にかかる設備資金・運転資金を資金使途として制度融資を利用することはできるか。

A：制度融資を利用できません。事業承継資金における「事業承継」とは、事業譲渡や株式取得によって事業資産及び経営を承継することをいい、発行済議決権株式の100分の50を超える株式を新たに承継者が取得する必要があります。ただし、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付す場合は、上記の条件を満たさなくても制度融資を利用できます。

Q：事業承継計画を実行するための運転資金とはどのようなものか。

A：前代表者の退職金やM&A手数料等です。なお、協会の保証を付す場合は、保証によって資金使途が限定される場合があります。

Q：創業者が単独で代表取締役を務めていたが、5年以上前に、後継者へ事業を承継していくことを想定して、共同代表になっている。今回、代表（創業者）が退任するため、代表（後継者）へ保有しているすべての議決権株式を譲渡し、代表（後継者）が単独で議決権株式の50%超を保有する。株式の取得資金で事業承継資金を利用したいが、対象になるか。

A：対象外です。共同代表になった時点で既に経営を承継しているため、そこから起算して5年以内に融資を実行する必要があります。

14 その他（トレンド）

Q：社会的に金利上昇局面にあるが、県制度の金利改定はないのか。

A：日銀の政策金利や市中金利、他県の動向等をみながら検討しています。
年度途中であっても改定する可能性はあり、もし改定する場合の金融機関へのお知らせは、改定前にする予定です。

Q：複数の業種を営む中小企業者が米国関税の影響を受けて一部業種の売上高が減少した。会社全体の売上高ではなく、一部の業種のための売上高を比較することは可能か。

A：売上高は会社全体の売上高を基準とし、一部の業種のための売上高で判断することはできません。

Q：経営改善資金で当初申込時は融資期間5年で申請していたが、その期間での完済が難しい場合、期間を延長することは可能か。

A：可能です。
経営改善資金に限らず、制度メニューごとに定められた融資期間内でしたら、延長可能でその分の利子補給も受けられます。

①

静岡県中小企業融資制度資金（新事業展開支援資金（経営革新等貸付）） 申込書

令和7年8月1日

静岡県知事 鈴木 康友 様

②

申込者の住所 静岡市葵区追手町6番9号
又は所在地
氏 名 株式会社静岡県庁
(法人の名称及び代表者の氏名) 代表取締役 静岡太郎

電話 (054) 221 局 2519 番

中小企業者記入欄			
融資申込金額	③ 10,000,000 円	④ 資金計画	当資金 10,000,000 円
内訳	設備	5,000,000 円	自己資金 100,000 円
	運転	5,000,000 円	その他借入金 1,000,000 円
	借換	円	補助金 6,000,000 円
			計 17,100,000 円
融資希望期間 (据置期間)	120 箇月 (12 箇月)	業種	金属製品加工業
融資希望時期	令和7年 8月 30日	従業員数 (組合員数)	100 人
融資希望金融 機関(支店)	〇〇銀行 △△支店	資金使途 (具体的に記入)	××加工機導入資金 原材料仕入資金
資本金(出資金)	10,000,000 円		
営業年数	25 年	契約予定日 (設備資金のみ)	⑤ 令和7年 8月 25日
申込窓口(金融機関含む)記入欄		保証機関記入欄	
機関名(支店名)	〇〇銀行(△△支店)	保証諾否	承諾 不承諾
受理年月日	⑥ 令和7年8月3日	保証承諾日	
金融機関担当者名 及び連絡先	静岡花子 054-221-2513	保証金額	円
基準金利又は 金融機関所定金利 A	⑦ 年 2.07 % ((固定) ・ 変動)	保証期間	箇月
県利子補給率 B	年 0.47 %		
融資利率 A-B	年 1.60 %		
保証機関の利用	有 (無)		

申込者は、融資手続き、利子補給金交付手続き、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、県及び利子補給を行う市町が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※ 上記表の各欄は申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。

※ 申込窓口は、この申込書に各資金ごとに定められた書類が添付されていることを確認の上、要綱の定めにより静岡県信用保証協会本支店又は静岡県経済産業部商工金融課へ提出してください。

※ 変動金利（成長産業分野支援資金のみ）の場合は、申込時の金利を記入してください。

① 申込資金

- ・制度融資の「資金名」または「貸付名」を正式名称で記入してください。
- ・訂正はできません。誤って記入した場合は、差し替えをお願いします。

② 申請者名

- ・法人の場合は「登記簿謄本」、個人の場合は「納税証明書」で住所及び会社名を確認します。
- ・令和7年4月～押印レスになりました。印鑑証明書も必要ありません。

③ 融資申込金額

- ・申請者が金融機関から借入する金額と、設備・運転・借換資金の内訳を記入します。
- ・金額の訂正はできません。誤って記入した場合は、差し替えをお願いします。

④ 資金計画

- ・事業を行うために必要な資金の調達方法を記入します。
- ・他様式の「事業計画書」や「資金計画」の金額と一致させてください。
- ・「当資金」の訂正はできません。誤って記入した場合は、差し替えをお願いします。「自己資金」「その他借入金」「補助金」及び「合計」は訂正が可能です。

⑤ 契約予定日

設備資金をお申込みの場合は、必ずご記入ください。

⑥ 受理年月日

- ・この日付より前に契約、又は設置済みの設備は対象外です。
- ・受理年月日以降であれば、県の承認を待たず、設備の契約ができます。

⑦ 保証機関の利用 基準金利 金融機関担当者 保証有無

訂正する場合は、金融機関の担当者印を押印してください。

金融機関で文書番号等がある
場合にご記入ください。

静岡県中小企業融資制度資金 変更報告書

令和3年度から金融機関印を省略し、支店長
と担当者名を記載する形に変更しました。

第 号
令和7年6月1日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所 ○○市△△1番1号
名称 □□銀行 ××支店
代表者氏名 支店長 ○○ ○○
責任者 職・氏名 同上
担当者 職・氏名 ×× ××

令和7年5月28日付け商金第107-00号により下記のとおり融資の承認を受けた静岡県特別政策資金
(経営革新等貸付)について、変更がありましたので、報告します。

記

<承認事項>

申請者名	融資申込資金・金額	承認日	承認番号
株式会社静岡県庁	運転資金・50,000,000円	令和6年5月28日	商金第106-00号

※承認書の内容を記載

<変更事項>

融資条件にかかる変更 ・ その他の変更

※どちらかに○を記載

(1) 変更内容

- ・ 融資利率の変更 (1.0% → 0.4%)
- ・ 利子補給率の変更 (0.47% → 0.4%)

(2) 変更理由

お客様との話し合いにより、利率を下げて融資することになったため。

以下の変更は本様式の提出で足ります。

- ・ 減額
- ・ 金利
- ・ 融資期間
- ・ 変動、固定の別

その他の変更は、変更申請書(様式第1号別紙その2)等の提出が必要です。

成長産業分野支援資金 確認書

1 企業（組合）名

企業（組合）名	株式会社静岡県庁
所在地	静岡市葵区追手町 9 番 6 号

- ① 現在行っている事業内容
② 今回製造する製品やサービス
③ 資金の必要性
を記入してください。

2 事業内容

当社はプラスチック製品製造業を営んでいる。多層成形技術を要しているため、カーボン含有のものなど特殊機能が付与されている材質のものが処理できる。

上記技術が評価され、株式会社△△工業と共同で使い捨ての容器を開発した。これは従来製品に比べ内部の薬品が変質しにくい。

現在は 2,000 個/月程度の製造状況であるが、今後は 60,000 個/月の製造が見込まれるため、増産のための設備資金及び原材料費などの運転資金として本資金を申請する。

3 利用する貸付制度（該当するものに○）

成長産業分野	
ア 医療・福祉機器等 イ ロボット ウ 航空宇宙 エ 光・電子 オ 環境技術関連 カ 新エネルギー キ 次世代自動車 ク CNF 関連	開業パワーアップ支援資金要件 経営革新等貸付要件
プロジェクト分野	（ファルマ） フーズ ・ フォトン ）

4 国の利子補給制度の利用予定 有（ 年度）・無

令和 7 年度から新たに追加された項目です。

（知事・産業財団・推進機構 確認欄）

本申請は、静岡県特別政策資金融資制度要綱第 4 に係る別表に定める融資対象者及び資金使途に該当するものであることを確認します。

内容審査後に審査機関が押印します。

内容確認後、受付印を押印

事業計画書

直近の損益計算書「売上高」と一致するように記入してください。

1 最近 1 年間の生産（販売）等の状況（直近決算時）

生産（販売）品目、サービス内容	売 上 高（千円）	構成比（％）
プラスチック容器製造	275,000	53.4％
プラスチック自動車部品製造	240,000	46.6％
合 計	515,000	100％

2 今回申請とプロジェクト分野の関連性

株式会社△△工業と共同で医療器具に使用する使い捨て容器を開発した。当社は衛生的にも非常に高品質商品の製造が可能な環境を有しているため、従来製品に比べ内部の薬品が変質しにくい。本件の取り組みは、県内医療・健康産業の発展に寄与し、ファルマバレープロジェクトの更なる発展につながるものといえる。

3 本資金利用により 1 年後に期待される効果（次期決算時）

	製品又は業種名	売上予定高（千円）	構成比（％）
今回の申請に係る事業	医療機器用容器製造	50,000	8.8％
	小 計	50,000	8.8％
既存事業	プラスチック容器	275,000	48.7％
	プラスチック自動車部品製造	240,000	42.5％
	小 計	515,000	91.2％
	合 計	565,000	100％

4 資金計画（今回の事業に係るもの）

様式第 1 号の資金計画と一致させてください。

	必 要 な 資 金	金額（千円）	調 達 の 方 法		金額（千円）
設 備	製造機械	10,000	金 融 機 関	当 資 金	5,000
			からの借入	そ の 他	
			自己資金		2,000
			その他		3,000
	小 計	10,000	小 計		10,000
運 転	原材料仕入れ	20,000	金 融 機 関	当 資 金	30,000
	人件費	10,000	からの借入	そ の 他	
	その他諸経費	5,000	自己資金		5,000
			その他		
	小 計	35,000	小 計		35,000
	合 計	45,000	合 計		45,000

事業承継計画書

1 申込者の概要

(事業内容)

当社は、昭和 50 年に〇〇部品製造業として創業し、平成 10 年に法人化した。現在△△機に使用されている□□を製造。この部品は、主要な取引先の A 社ほか、複数の企業に供給を行っており、□□な点において特色がある。

2 事業承継の形態 (該当するものに○)

ア 親族内承継 イ 従業員承継 ☒ ウ 外部承継

3 承継者等の概要

	被承継者	承継者
事業者名 / 代表者名	B 社 / 〇〇	C 社 / 〇〇
従業員数	10 人	50 人
資本金	5,000,000 円	10,000,000 円
事業経歴	30 年	50 年
業種	△△製造業	△△製造業
本店の所在地 (※)	静岡県葵区追手町 9 番 6 号	静岡県葵区追手町△番△号

※1 静岡県外に本店がある場合には、静岡県内にある事業所等の所在地を記載すること

※2 承継者または被承継者が個人の場合は、個人の事業経歴を記載すること

4 事業承継契約締結 (予定) 日

令和 7 年 9 月 1 日

5 資金使途 (該当するものに○)

☒ ア 事業承継契約等に係る経費

☐ イ 株式取得に係る経費

☐ ウ 事業資産買取に係る経費

☐ エ 事業承継計画を実行するための運転資金

☐ オ 事業承継計画を実行するための設備資金

カ 事業承継計画を実行するための既借入金の借換えに必要な資金

6 事業承継計画（スケジュールや手続き等）

※上記5の資金使途エ及びオで当資金を利用する場合は、事業承継に向けた準備から事業承継後の事業計画までを詳細に記載すること。

時 期	内 容
令和〇〇年△月	両社の実権者面談実施
令和〇〇年△月	基本合意契約締結
令和〇〇年△月	デューデリジェンス実施
令和〇〇年△月	株式譲渡契約締結
令和〇〇年△月	株式譲渡、代表者変更予定

①～④の事項が分かるように記入してください。

←①事業承継開始時

←②合意締結時期

←③株式譲渡時期

←④経営権移転時期

7 資金使途の事業承継との関連性

※上記6に係る詳細な資金使途を記載してください。（「諸経費支払」等は不可。）
追加で確認資料等を求めることがあります。

- ・事業資産の取得資金（60,000 千円）
旧経営者から設備などを買い取るための資金
（設備詳細：プレス機、成型機、溶鉱炉など）

- ・株式取得資金（10,000 千円）
B 社（被承継者）の株式購入資金。C 社（継承者）にて資金調達予定。

- ・M & A 手数料（5,000 千円）
本件費用は、アドバイザーとなる D 社へ支払う着手金、成功報酬の費用。

- ・新経営者就任に伴う新事業必要経費（10,000 千円）

新事業：システム開発事業

代表就任以前に I T 企業に勤務しており、そのノウハウを生かして事業化する。

今回はシステム開発に必要な人件費として運転資金を調達する。

様式第 1 号の資金計画と一致するように記入してください。

8 資金計画（事業承継に係るもの）

必 要 な 資 金		金 額 (千円)	調 達 の 方 法		金 額 (千円)
設 備	事業資産買取	60,000	金 融 機 関 からの借入	当 資 金	70,000
	コンピューター式	8,000		そ の 他	
	株式取得資金	10,000	自己資金		8,000
			その他		
	小 計	78,000	小 計		78,000
運 転	M & A 手数料	5,000	金 融 機 関 からの借入	当 資 金	15,000
	新事業に係る人件費	10,000		そ の 他	
			自己資金		
			その他		
	小 計	15,000	小 計		15,000
借 換			金 融 機 関 からの借入	当 資 金	
				そ の 他	
			自己資金		
			その他		
	小 計		小 計		
合 計		93,000	合 計		93,000

商工金融課連絡先

県制度融資の申込みを行う場合は、下記の連絡先まで書類の郵送、メール送付または持込みをお願いします。

連絡先

静岡県経済産業部商工業局商工金融課

郵便番号 〒420-8601

住 所 静岡市葵区迫手町9番6号 東館7階

電話番号 054 (221) 2525、2513、2519

E-mail shokokin-yu@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページは「静岡県制度融資」で検索してください。

各種様式も下記の URL や QR コードからダウンロードできます↓

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003424/1028418.html>)

